

令和元年度「自治会長と市長とのまちづくりフリートーク」日程表

	実施日	地区	フリートーク 実施時間（予定）	会 場
1	6月26日（水）	森の里	19：00～20：30	森の里公民館 集会室
2	6月28日（金）	依知南	18：00～19：30	依知南公民館 集会室
3	7月1日（月）	睦合北	19：00～20：30	睦合北公民館 大会議室
4	7月3日（水）	緑ヶ丘	18：00～19：30	緑ヶ丘公民館 学習室
5	7月9日（火）	睦合西	19：00～20：30	睦合西公民館 集会室
6	7月11日（木）	相川	19：00～20：30	相川公民館 集会室
7	7月16日（火）	南毛利南	19：00～20：30	愛甲公民館 集会室
8	7月19日（金）	厚木南	19：00～20：30	厚木南公民館 集会室
9	7月23日（火）	睦合南	19：00～20：30	睦合南公民館 集会室
10	7月25日（木）	依知北	19：00～20：30	依知北公民館 集会室
11	7月29日（月）	玉川	19：00～20：30	玉川公民館 集会室
12	8月1日（木）	厚木北	18：30～20：00	厚木北公民館 集会室
13	8月8日（木）	荻野	19：00～20：30	荻野公民館 集会室
14	8月21日（水）	小鮎	19：00～20：30	小鮎公民館 集会室
15	8月27日（火）	南毛利	19：00～20：30	南毛利公民館 集会室

令和元年度自治会長と市長とのまちづくりフリートーク  
地区別要望等件数一覧

分野	地区名															計	割合 (%)
	厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野	小鮎	玉川	南毛利	南毛利南	相川	緑ヶ丘	森の里		
道路・交通関連	2			1	1	3	2	1	1		1	1	2	1	1	17	22.7%
まちづくり関連	1		2	1	2			2		2	1	2	1		1	15	20.0%
自治会活動関連	1	1		1				2	1	1			1			8	10.7%
防災関連		1			1	1					1			1	2	7	9.3%
環境関連			1						2	2						5	6.7%
公共施設整備		3								1				1		5	6.7%
防犯関連						1			2			1				4	5.3%
福祉・医療・健康		1					2				1					4	5.3%
その他				1	1									1		3	4.0%
学校教育			1	1											1	3	4.0%
公園整備関連						1		1								2	2.7%
商工業・観光					1											1	1.3%
子育て														1		1	1.3%
河川整備関連																0	0.0%
生涯学習																0	0.0%
合 計	4	6	4	5	6	6	4	6	6	6	4	4	4	5	5	75	100%

意見1 県道藤沢厚木線（寿町通り）の整備について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p><b>(1) 弁天自治会長</b></p> <p>■寿町通りは、歩道が未整備でありバスを始め交通量が多いので、歩行者にとって大変危険な状況が続いている。特に、道路西側の側溝蓋の損傷が激しく、凸凹している箇所が多くあり、今後、陥没する危険性もある。</p> <p>拡幅により歩道を整備するには、用地取得が難しいこともあり、時間が掛かることは承知しているが、まずは、歩行者が安全に通行できるように対策してほしい。</p> <p>また、当該道路について、県の道路計画に位置付けられていると伺っているが、現在の進捗状況を教えてほしい。</p>	<p><b>【道路部長】</b></p> <p>■御意見のとおり、寿町通りは場所によって側溝蓋の損傷が激しい箇所が見受けられ、歩行者の安全を確保する必要があるため、神奈川県に対して既に整備の要望を出しています。引き続き、整備の必要性を説明し、速やかな対応をお願いしていきます。</p> <p>また、当該道路は商業地域にあることから、拡幅整備に当たっては、市と連携を図りながら行っていきたくと県から伺っています。</p>	<p><b>【道路部】道路管理課</b></p> <p>■寿町通りについては、道路部長の回答したとおりの状況であると認識しています。</p> <p>このようなことから、本市としては機会を捉えて、道路管理者である神奈川県に対し、粘り強く整備の要望をしたところ、平成28年3月改定の「かながわみちづくり計画」において「整備を検討すべき路線」として位置づけられるところまで進みました。</p> <p>今後とも、目に見える整備ができるよう、要望してまいります。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■引き続き、県に対して早期整備が実現するよう、要望していきます。</p>
	<p><b>(2) 弁天自治会長</b></p> <p>■寿町通りの交差点3箇所のうち、横断歩道が1つしかないため、歩行者が横断歩道のない場所を渡る危険な状況が見受けられる。</p> <p>また、大型車両の通行に関して、同じ道路に矛盾する標識が出ているので確認してほしい。</p>	<p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■現場を確認し、横断歩道の設置について警察と協議します。大型車両の通行可否についても同様に対応します。</p>	<p><b>【協働安全部】交通安全課</b></p> <p>■道路交通法の規制に関することは、県公安委員会の所管であり、その窓口は厚木警察署です。</p> <p>厚木警察署に意見を伝えたところ、次のとおり回答がありました。</p> <p>横断歩道の設置に関しては、当該路線には中町交差点、寿町交差点、元町交差点と約150mから200mの間隔で信号交差点が既設されており、横断歩道も設置されています。</p> <p>交通の安全と円滑を図るため、信号機や横断歩道には設置間隔が定められており、また、歩行者も付近の横断歩道を利用しなければならないとされていることから、他の交差点に横断歩道を新設することは困難です。</p> <p>次に寿町通りの標識について現地を確認したところ、元町交差点から寿町通りへは、大型車は指定方向外進行禁止の規制がかけられているため、進入が禁止されています。</p> <p>しかしながら、寿町通りに接続する道路から大型車が進入するケースが考えられるため、道中においても大型車には直進のみの指定方向外進行禁止の規制を設けています。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■12月18日に厚木警察署の見解を自治会長に説明し、了承を得ています。</p>

意見2 狭あい道路の解消及び空き地・空き家対策について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p><b>(1) 元町自治会長</b></p> <p>■元町地区は、住宅が密集しており、道路幅員が狭く、緊急車両の進入が難しい箇所が多くある。また、空き家も増えてきているため、空き地や空き家を買収して、車のすれ違いがしやすくなるよう道路を拡幅してほしい。</p> <p>また、当地区の北東部には、地震の際の一時避難所となる広場等がないため、買収した土地を活用して地域住民の交流の場として公園等の整備はできないか。</p>	<p><b>【まちづくり計画部長】</b></p> <p>■空き家対策の取組として、空き家の予防・解消・活用の3つがあります。市では、空き家が解体されない原因として、解体に掛かる費用であると考えていますので、平成29年から最高で50万円の補助を行い、空き家の解体を促進しています。</p> <p>解体後の土地については、公用地として買収ができれば、道路の拡幅を含め様々な用途で活用することができると考えています。</p>	<p><b>【まちづくり計画部】住宅課</b></p> <p>■空き家は所有する方の財産であり、財産の活用方法についてはそれぞれの考えがあります。老朽化し近隣に影響を及ぼす空き家については、解体に係る費用に補助金を交付し、安心安全なまちづくりに取り組んでおります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p><b>【道路部】道路整備課</b></p> <p>■空き家解体後の土地が公用地として取得された場合、関係課及び地域等と調整し、路線全体の整備を含め検討をしていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p><b>【都市整備部】公園緑地課</b></p> <p>■公園の配置計画については、「厚木市緑の基本計画」において、市街化区域を中心に、街区公園である身近な公園を、誘致距離半径250mの範囲で面的に整備するとともに、近隣公園や地区公園についても、各地区（8地区）1箇所を目標に偏りのないように設置し、厚木市都市公園条例で定めている、市全域内に対して10㎡/人以上、市街化区域内に対して8㎡/人以上を目標としています。</p> <p>厚木北地区での公園の必要性については十分に認識していますが、公園用地を確保することについては、非常に難しい部分もあります。</p> <p>今後については、地域の皆様からも御意見を伺いながら、有効な土地活用を検討をしたいと考えています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(2) 元町自治会長</b></p> <p>■空き地に草が生い茂っている土地があり、消防から所有者に話をしてもらったが、所有者が一向に伐採してくれない。</p> <p>このような場合は、どこに相談すれば良いか。</p>	<p><b>【まちづくり計画部長】</b></p> <p>■空き家の草刈りについては、基本的には所有者にやってもらうものだと考えています。</p> <p>また、道路にはみ出して歩行者に危険を及ぼしている状況であれば、市から所有者に許可を得た上で伐採することができます。</p>	<p><b>【まちづくり計画部】住宅課</b></p> <p>■空き地につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）の対象外となるため、所有者に対し空家法に基づく助言指導はできませんが、他の法律で対応可能な場合もありますので、御相談ください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(3) 元町自治会長</b></p> <p>■元町地区にある空き地の所有者は高齢者が多く、草を刈るにしても体力的に一人では難しい。</p> <p>そこで、若い役員と協力して高齢者宅の草刈りを手伝うことがあるが、仕事が休みの日曜日だと環境センターも休みなので刈った草の処分が困る。いつまでも置いておくこともできないので、町内で協力して草刈りをした場合、市のほうで回収してもらえないか。</p>	<p><b>【市長】</b></p> <p>■状況にもよるが、回収がすぐにできる日もあれば、数日要する日もあると思いますので、担当部署に確認します。</p>	<p><b>【循環型社会推進担当】環境事業課</b></p> <p>■せん定枝等の回収については、市の委託業者に直接依頼、または担当部署に御相談していただければ回収できることを説明し、了解を得ています。</p> <p>なお、回収までに3日程度要することも説明し、了解を得ています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>
	<p><b>(4) 元町自治会長</b></p> <p>■空き地や空き家を買収して、車両のすれ違いや地域住民の交流の場として活用していくということを、総合計画の地区計画に盛り込むことは可能か。</p>	<p><b>【政策部長】</b></p> <p>■総合計画の中では、それぞれの地区に分けて計画を策定しますが、計画の策定に当たっては、各地区における実情や課題等を伺い、計画に盛り込んでいくことを考えています。</p>	<p><b>【政策部】企画政策課</b></p> <p>■次期総合計画については、市民検討会議や住民ワークショップなど、様々な市民協働により策定を進めているところですが、地区別計画の策定に当たっては、今後、意見交換会の開催などを通して、地域の皆様の御意見を伺いながら、検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見3 自治会館のエアコン設置補助について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	<p><b>(1) 東町自治会長</b></p> <p>■ 昨年の8月頃から、自治会館のエアコンの調子が悪くなった。新しいエアコンに交換するため、地域集会所建設費等補助金の申請をしたが、以前は許可が下りたのに今回は許可が下りなかった。</p> <p>理由として、「天井埋め込み式は設備で補助対象となるが、壁掛け式は備品扱いで対象とならない」とのこと。</p> <p>なぜそのような分類の違いで対象外となるのか。小規模な自治会館では、埋め込み式は大きすぎるので壁掛け式しか選択肢はない。地域の集まりや行事を行う地域の拠点である自治会館への補助が減らされるというのは疑問に感じる。エアコンは必需品と考えるのに補助が出ないというのは納得できない。従来の補助金に変わるものはできないのか。</p> <p>また、自治会には大小があり、200人に満たない自治会では、必要な金を積み立てるとするのは厳しいのではないか。決まりはあるだろうが人数が少ない自治会にも何かしら協力してほしい。</p>	<p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■ 地域集会所建設費等補助金では、備品・消耗品は補助の対象外となっています。なぜ許可が下りなかったかというと、平成27年度の市の監査において、エアコンや冷蔵庫、ガス台などは税制上でも備品であるという指摘があったため、補助の対象外となった経緯があります。</p> <p>監査からの指摘を受けて、平成28年7月に各自治会に連絡をし、2年間の経過措置期間を設けた上で、平成30年度から補助の対象外としています。</p> <p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■ 地域集会所補助金以外にも自治会活動補助金などがありますので、余剰金を積み立てていただく方法があります。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■ 市としても地域の拠点づくりという考えの下補助を行ってきましたが、指摘を受けた以上改善する必要があります。</p> <p>しかしながら、エアコンは必需品であると認識していますので、代替の措置については、今後検討する必要があります。</p> <p><b>【副市長】</b></p> <p>■ 地域集会所建設費等補助金では、壁掛け式のエアコンに補助を出すことはできません。</p> <p>人数が少ない自治会への補助については、何ができるか検討していきます。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■ 自治会長の考え方が、時代と共に変化してきていますので、市も対応していく必要があると感じています。</p> <p>皆様からいただいた課題に対して、ひとつずつ解決できるよう、市としても取り組んでいきます。</p>	<p><b>【協働安全部】 市民協働推進課</b></p> <p>■ 地域集会所建設費等補助金については、自治会の負担が高額となる主に建物にかかる経費を対象としており、備品については、比較的廉価で購入できるため補助の対象外となっていますので、購入の際は各種補助金等の活用をお願いします。</p> <p>また、地域集会所建設費等補助金交付要綱を見直し、補助対象や対象外経費について分かりづらい表現等は、改善していきます。</p> <p>なお、自治会については、規模や地域性等により様々な課題があると思いますが、課題解決のため工夫をしている地域もありますので、そのような地域の情報を共有していきたいと考えています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■ 中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見4 道路の生垣の除草と地区内グラウンドの雑草について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p><b>(1) 松枝自治会長</b></p> <p>■ 厚木中学校から市立病院前のバス停までの道路の生垣が伸びているので対応してほしい。</p>	<p><b>【道路部長】</b></p> <p>■ 年に1回、除草作業をしているが、通行に支障が出るときは、緊急的に対応しています。管理する全ての市道にある植栽を年に2~3回は剪定できればと考えていますが、道路の数が多いため、草刈りの手数料を渡して管理してもらう方法や市が里親となる団体に草花を提供し管理してもらう道路里親制度といった様々な方法で対応しています。</p>	<p><b>【道路部】 道路維持課</b></p> <p>■ 中央公園西側交差点から市立病院前のバス停までの道路植栽については、7月下旬に高木、低木の剪定及び除草作業を委託業者において実施しました。</p> <p>厚木中学校前の植栽樹と税務署入口バス停付近の植栽樹の一部においては、道路里親制度に登録された団体が管理しています。</p> <p>街路樹の剪定、除草については、引き続き定期的に実施していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■ 中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(2) 松枝自治会長</b></p> <p>■ シルバー人材センターの前のグラウンドはほとんど使われていないので、年中草が生い茂っている。付近には、若い世代が多く住んでおり、道路上でキャッチボールなどをしていて、そこで、グラウンドをスポーツ広場等に整備して利用することはできないか。</p>	<p><b>【副市長】</b></p> <p>■ 松枝2-4の土地は、神奈川県所有であるため市で整備することができないため、スポーツ広場として整備することは難しいと考えられますが、県に当該地の利用目的や市が利用できるかどうか確認してみます。</p>	<p><b>【社会教育部】 スポーツ推進課</b></p> <p>■ 現在、神奈川県が所管課へ当該地が借用できるか確認していますが、回答にはしばらく時間を要することです。</p> <p>なお、スポーツ広場は、市民の皆様が自主的にスポーツ活動を行う場所として、900㎡以上の敷地を市が整備するもので、土地所有者から無償貸付の承諾等を得た上で、自治会長からの要望により設置します。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■ 県から回答がありましたが、市が県から借用しスポーツ広場等に整備した上で、地元へ貸し出しすることはできないとのことです。</p> <p>しかしながら、地元が有償で直接県から借用することは可能とのことです。</p>

意見1 ひばり自治会集会所について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防災 関連	<p><b>(1) ひばり自治会長</b></p> <p>■長年の懸案であったひばり自治会集会所を、市からの補助を活用して本年度建て替え中である。建て替えに当たり、市の方で隣接する公園部分と行き来ができるような整備や、防災倉庫の移転をしてもらうなど、市の関係部署に協力していただいたことに感謝している。</p> <p>10月には、竣工式を予定しており、地域コミュニティの拠点施設となるほか、災害時には一時避難所として十分に活用できるのではないかと期待している。</p> <p>そこで、災害時には一時避難場所として利用することを想定していることから、毛布などいただくことはできないか。</p>	<p><b>【市長室長】</b></p> <p>■一時避難場所については、地震発生時に一時的に避難をしていただく場所として想定していることから、寝泊りをするという想定はしていません。台風などで風水害の発生が想定される場合には、公民館等で避難所を開設します。</p> <p>そのようなことから、現在のところ一時避難場所では毛布などを置くことは想定していませんが、必要性を含めて検討していきたいと考えています。</p>	<p><b>【市長室】 危機管理課</b></p> <p>■一時避難場所については、発災直後一時的に被害から免れるために避難する場所となります。備蓄については、長期滞在をする指定避難所の防災備蓄倉庫に整備しています。</p> <p>今後も引き続き、備蓄品の整備及び内容等について、検討を進めてまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(2) 旭町三丁目第二自治会長</b></p> <p>■河原が一時避難所となっているが、あまり好ましい場所ではないと考えている。そこで、旭町4丁目交差点近くの道路にしようと考えていたが、昔から住んでいる人から、道路の下が水路になっているので危険だとの指摘があった。</p> <p>調査をしてもらおうと危機管理課に問い合わせたが、調査結果はどうなったのか。</p>	<p><b>【市長室長】</b></p> <p>■一時避難場所については、地域の皆さんが最も避難しやすい場所を選定していただいています。道路の件については、危機管理課から調査の結果を連絡するように伝えます。</p> <p>また、一時避難場所がなかなか決まらないようでしたら、地域の皆さんと市と一緒に協力しながら場所を選定したいと思しますので、その際は御連絡いただければと思います。</p>	<p><b>【市長室】 危機管理課</b></p> <p>■現地の暗渠については、構造的に問題がないことを旭町三丁目第二自治会長に直接説明し、御理解いただきました。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>
	<p><b>(3) 旭町一丁目自治会長</b></p> <p>■高齢者や障がい者が避難する場合はどうなっているのか。</p>	<p><b>【福祉部長】</b></p> <p>■要介護認定を受けている方や障がい者の避難先については、老人ホームや障がい者を受け入れている施設と協定を締結し受け入れ体制を整えています。</p>	<p><b>【福祉部】 福祉総務課</b></p> <p>■要介護認定者や障がい者等、災害時に自力で避難することが困難であり、特に支援が必要な在宅の方を対象とした避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に円滑かつ迅速な避難支援が行える体制づくりを整えています。</p> <p>また、作成した名簿を平常時から自主防災隊、民生委員等と情報を共有することで、地域ぐるみの避難支援体制づくりを進めています。</p> <p>要介護認定者や障がい者等で避難所の生活に支障のある方は、市が協定を締結している社会福祉施設等の緊急受入れ施設に避難できるよう、民間の社会福祉施設等と連絡調整を行っていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■令和元年10月1日を基準日として避難行動要支援者名簿を更新し、引き続き災害時に円滑かつ迅速な避難支援が行える体制づくりを整えています。</p> <p>また、更新した名簿は避難支援等関係者への情報共有を進めています。</p>
	<p><b>(4) 旭町二丁目自治会長</b></p> <p>■厚木南地区では、地震は厚木第二小学校、洪水の場合は厚木南公民館が避難場所となっている。ところが、旭町2丁目の方は、学校にまで行くことが出来ない。地域の方は、地震や浸水にも耐えられ、体育館や和室、シャワーもある厚木南公民館に避難したいという要望が多くある。長い期間、避難することは想定していないので、地震の場合でも厚木南公民館に避難できるようにしてほしい。</p>	<p><b>【市長】</b></p> <p>■大きな地震による災害時には多くの方が避難することを想定しているため、学校の体育館を避難場所として指定しています。御意見を受けまして、今後、状況に応じて避難場所を開設するよう検討していきます。</p>	<p><b>【市長室】 危機管理課</b></p> <p>■地震発生時における公民館の役割は、災害対策本部との連絡拠点及び情報収集拠点として指定していることから、指定避難所として開設する計画はありませんでした。</p> <p>しかしながら、いただいた御意見を踏まえ、地区と協議をしながら避難所開設に向けた検討を、今後進めていきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見2 地域自治会の交流の場所について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
公共施設整備	<p>(1) 仲町南自治会長</p> <p>■仲町南自治会は、仲町北自治会と仲町公民館を共用しているが、市役所新庁舎の整備に伴い解体・撤去される見込みである。</p> <p>現在、会議、お祭り等のスペースや倉庫として活用しているが、地域自治会の交流の場として、新たに建設が予定されている厚木市役所に公園等の広場を整備し、そこに集会室やスペースが確保できるような建物の建設をお願いしたい。</p>	<p>【市街地整備担当部長】</p> <p>■昨年の基本構想を策定した際にも、同様の御意見をいただいています。また、3月にも仲町北・南自治会から要望をいただきました。</p> <p>仲町公民館は、複合施設の区域内にありますので、除却・撤去していただき、補助制度を活用しながら別の位置への建て替えを想定しています。</p> <p>しかしながら、本市としても仲町公民館が地域自治にとって大切な施設であることは十分に承知していますので、代替地については地域の皆様の御意見を伺いながら、検討していきたいと考えています。</p>	<p>【都市整備部】市街地整備課</p> <p>■現在、複合施設等整備基本計画（案）のパブリックコメントを実施しており、複合施設の建設着工を令和5年度に予定しています。</p> <p>しかし、仲町公民館は地域自治にとって大切な施設であるため、建設着工に当たっては自治会活動の支障とならないよう、引き続き関係自治会の皆様の御意見を伺いながら代替地等について検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見3 旭町5丁目自治会館について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
公共施設整備	<p>(1) 旭町5丁目自治会長</p> <p>■旭町5丁目自治会には自治会館がなく、地域の集会などは厚木南児童館を借りている。</p> <p>現在、積立金の用意はあるが建設用地が課題となっている。新しい市役所は複合施設で検討されているようであるが、児童館も築年数が経過していることから、1階を児童館、2階を自治会館のような施設を計画できないか。</p>	<p>【政策部長】</p> <p>■厚木南児童館は昭和49年に造られた建物で、市内の児童館では6番目に古い建物となります。公民館と児童館が併設されている施設は、厚木北公民館と児童館であります。御提案のような複合施設は、市内にはありませんので新しい発想として、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>市内には341の公共施設がありますが、昭和50年代に建設された施設が多くあり、老朽化が進み建て替えの時期が来ている施設もあります。</p> <p>このような状況の中で、公共施設最適化計画を策定しましたが、本年度から来年度にかけてそれぞれの施設について調査を実施します。</p> <p>今後、施設別の計画を策定していく中で、御提案の複合施設を取り入れることができるかどうか、また、建物として実現できるかどうか研究していきたいと考えています。</p>	<p>【政策部】行政経営課【こども未来部】青少年課</p> <p>■令和2年度に向けて、児童館を含めた公共施設の方向性を定める計画について検討を進めています。</p> <p>今後、計画を策定していく中で、御提案の複合施設を計画に位置付けることができるかどうか、研究していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■御提案の複合施設を計画に位置付けることができるかどうか、研究中です。</p> <p>【協働安全部】市民協働推進課</p> <p>■自治会館を新築する際には、地域集会施設建設費等補助金制度があります。建設時期や費用等が具体的に決定されたら、御相談ください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見4 自治会活動関係の補助金について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	<p>(1) 旭町4丁目自治会長</p> <p>■自治会活動関係の補助金について、昭和の時代からいまだ見直しがされていない。また、加入率についても、自治会として努力はしているところであるが、加入率が低下している。</p> <p>自治会で魅力があるような事業を実施しようとすると、現行の補助金では実施することができない。自治会活動に関する補助金の抜本的な見直しが必要ではないか。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■現行の自治会活動の補助金では、魅力ある事業の実施が難しいとのことですが、地域集会所補助金と自治会活動補助金については、県内でも高い補助率となっており、見直しをすることによって下がる可能性もあります。</p> <p>また、加入率についてですが、市内での自治会加入率は65%となっております。今後、加入率をどのように増やすかが、自治会連絡協議会の中でも重要な課題として捉えていることから、各関係機関と連携を図りながら、主に単身世帯に焦点を絞って加入を促していきたいと考えています。</p>	<p>【協働安全部】市民協働推進課</p> <p>■自治会活動の補助金については、協働安全部長の回答のとおり、見直しをすることによって下がる可能性もあります。</p> <p>今後、補助金全般について、金額が妥当かどうか確認した上で、見直しの必要性を検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見5 自治会館使用に伴う地代の徴収について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
公共施設整備	<p>(1) 旭町3丁目第1自治会長</p> <p>■3～4年前の話だが、新たに市の土地を使って自治会館を建設した場合、地代を徴収すると市の担当者から伝えられたが本当か。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■市の土地を使用している自治会館は、約10か所あります。その中で地代を徴収されている自治会館はないと認識していますが、担当部署に確認してみます。</p>	<p>【財務部】財産管理課</p> <p>■市有財産の貸付けは原則有料となりますが、自治会と契約している物件については、「厚木市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定」により無償での貸付けとなります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見6 民生委員について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
福祉・医療・健康	<p>(1) 幸町自治会長</p> <p>■民生委員一斉改選であるが、今般自治会長に選出依頼があった。地区の民生委員が退任予定であり、次期委員の選出に大変苦慮している。行政としても民生委員の負担軽減やスムーズな後任選出に向け、積極的なかわりやサポートをお願いしたい。</p>	<p>【福祉部長】</p> <p>■民生委員については、民生委員法により3年ごとで一斉改選となり、候補者の選出に当たっては、地域の実情に詳しく、地域の方との繋がりが深い自治会長に選出を依頼していますが、候補者選出に苦慮されている実情は十分に把握しています。</p> <p>このため、今回の一斉改選では、候補者の選出に当たり、15地区ごとに自治連・民児協の代表、民生委員推薦会委員、公民館長、地区市民センター所長、福祉総務課職員で「事前打ち合わせ」を行い、単位の自治会長だけでなく、地区の関係者が連携・協力して取り組んでいただくということで、現在、候補者の選出を進めているところ です。</p> <p>【市長】</p> <p>■多くの自治会長が民生委員の選出に大変苦慮しているという状況は分かります。地区によっては事情が異なりますが、しっかりバックアップできる体制について、関係者と協議の上、検討していきます。</p>	<p>【福祉部】福祉総務課</p> <p>■自治会長を始め、自治連会長・民児協会長・民生委員推薦会委員・公民館長・地区市民センター所長に協力いただき、12月1日付で本市では283人の方が厚生労働大臣等から委嘱を受ける運びとなりました。なお、9地区で20人の欠員が生じている状況です。</p> <p>民生委員・児童委員は、高齢者や障がい者、児童の問題など、福祉に関する住民の相談、援助、情報提供などを行っており、地域にはなくてはならない存在です。欠員地区の候補者の選出に当たっては、単位の自治会長だけでなく、地区の関係者と連携・協力して取り組み、候補者の選出を進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■民生委員・児童委員の委嘱状況ですが、令和2年3月1日付委嘱予定者を含め現在12人が委嘱及び委嘱予定となっており、欠員は5地区で8人となりました。</p> <p>今後も、欠員地区の候補者の選出に当たっては、単位の自治会長だけでなく、地区の関係者と連携・協力して取り組み、候補者の選出を進めていきます。</p>
	<p>(2) 旭町2丁目自治会長</p> <p>■民生委員の方から、とにかく仕事量が多いという声を聞く。これも、民生委員をやりたがらない一つの原因になっているので、仕事量を減らす方法はないか。</p>	<p>【福祉部長】</p> <p>■民生委員の負担軽減については、具体的にどのような点が負担となっているのか、各地区民児協において民生委員さんから直接御意見を伺った上で、改善に向け取り組んでいきます。</p> <p>【市長】</p> <p>■民生委員の仕事が多くなってきていることにより、負担が大きくなっていることは認識しています。しかしながら、民生委員の改革については、社会福祉全体に影響を及ぼすものでもありますので、議論を重ね慎重に判断する必要があると考えます。</p>	<p>【福祉部】福祉総務課</p> <p>■民生委員の負担軽減については、具体的にどのような点が負担となっているのか調査するため、今年の8月から10月にかけて民生委員負担軽減アンケート調査を実施しました。</p> <p>調査結果については、今後の民生委員活動に反映し、少しでも活動しやすい環境づくりに努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■令和2年4月から厚木市民生委員・児童委員協議会内の企画部会にて、民生委員負担軽減アンケート結果を踏まえ、今後の民生委員活動の在り方等を調査研究をしていく予定となっています。</p>



意見1 開発許可不要の場所におけるごみ集積所の情報について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 山ノ根自治会長</p> <p>■ごみ集積所を新規に設置する場合、小規模なものや開発許可500㎡以下については、予告看板や近隣説明会等がなく、情報が入ってこない。 ごみ集積所も設置前の確認はなく、設置後に承諾を求められる。事前の情報提供を検討していただきたい。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■まちづくり条例上、開発許可不要の面積500㎡未満の宅地開発等については、全ての開発業者が来所されるわけではありませんので、市で事前に情報を把握することができないものもあります。 しかしながら、当該開発に係るごみ集積所の設置や収集等の事前相談が環境センターに寄せられた場合には、業者に承諾を得た上で、該当地区の自治会長に報告ができるよう検討します。</p>	<p>【循環型社会推進担当】環境事業課</p> <p>■これまで500㎡未満の開発に係る事前相談はありませんでしたが、事前相談があった場合には、事業者の承諾を得た上で、該当地区の自治会長にお伝えします。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見2 ごみ集積所のカラスの問題について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
環境関連	<p>(1) 下川入第2自治会長</p> <p>■当地区では、あつぎ郷土博物館の近くがごみ集積所になっているが、集積所に掛けられている網の目をかいくぐって、カラスがゴミを荒らす被害が多発している。燃えるゴミの収集日は、大人の背丈くらいまでゴミが積みあがっていて、カラスがゴミをつついてい。グリーンのかごに鉄柵をして、更に網をかけて重石をしているが、それでもやられてしまう。収集も午後からなので、その間に数回やられてしまい、その後の清掃が大変である。何か良い防護策を教えてください。</p>	<p>【霜島副市長】</p> <p>■担当課で現場を確認させていただき、収集時間の変更等を含めて、対応策を検討します。</p>	<p>【循環型社会推進担当】環境事業課</p> <p>■現地確認後、下川入第2自治会長と相談した結果、集積所に入りきらないゴミ等があることから、新たなゴミ収納枠を設置しました。 また、不法投棄や他地区からの排出もあることから、抑止看板を設置したほか、近隣の集積所についても同様の対策を実施しました。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告時点で対応済みです。</p>

意見3 児童・生徒の登下校時の見守り隊について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
学校教育	<p><b>(1) 山際団地自治会長</b></p> <p>■児童・生徒の登下校時の見守り隊については、各自治会やPTA、父母会などの団体が、月に最低でも1～2回、朝や帰りのあいさつ運動を兼ねて、学校の正門や裏門、主要交差点で活動している。川崎登戸駅近くで事件が起きたが、厚木市でも地域での安心安全のため、学校関係者、PTA、自治会が行政と一体となって何が出来るか考えていきたいと思うが、市はどう考えるか。</p>	<p><b>【市長】</b></p> <p>■登戸駅近くで発生した事件や愛川町で発生した刃物を持って逃走した事件を受けて、自治会や安心安全なまち会議など、多くの地域の皆様に見守りや青パトによるパトロールに御協力をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>犯罪を犯そうとしている、または犯して逃走している人は、人の目が最も有効であり抑止力につながるものと考えています。</p> <p>今後においても、地域の皆様と協働で、見守りなどの活動を積極的に取り組んで行くとともに、警察との連携も密にし、市民の皆様へ迅速な情報提供に努めていきます。</p> <p>また、市では、地域での防犯啓発研修会や地域安全マップづくりなどへの講師派遣や防犯灯・カメラの設置などに取り組んでいますが、さらに、地域の皆様と協働で取り組める新たな活動として、ジョギングや散歩などの途中で得た不審な情報などを発信する方法など、様々な角度から防犯対策を研究していくことが必要であると考えています。</p> <p>教育委員会においても、コミュニティスクールを導入し、地域・保護者と連携した学校づくりを進め、子どもたちの通学の安心安全のために取り組んでいます。</p> <p>なお、見守り活動を行っていただいている方には、引き続き、負担のない範囲で御協力をお願いするとともに、危害が加わる可能性があるような事案が発生した場合は、速やかに警察へ通報していただくようお願いします。</p>	<p><b>【協働安全部】セーフコミュニティくらし安全課</b></p> <p>■市では、防犯パトロール隊によるパトロールや防犯講話、防犯キャンペーンなどを継続的に実施していくことが、市民の皆様の安心安全につながっていくものと考えています。</p> <p>さらに、より迅速な情報提供を目的に、警察との連携を今まで以上に強化していきます。</p> <p>地域の皆様も、引き続き愛の目運動などの防犯活動への御協力をお願いします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p><b>【教育総務部】教育総務課</b></p> <p>■学校運営協議会が中心となって、地域の皆様や保護者の方に声掛けを行い、登下校の見守りや通学路の安全性の確認などを実施しています。</p> <p>今後についても、各学校の学校運営協議会が継続的に活動できるよう支援していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p><b>【学校教育部】学務課</b></p> <p>■見守り隊の方々については、日頃より見守り活動に御尽力いただき、教育委員会としても大変感謝しています。</p> <p>教育委員会ではコミュニティスクールを導入し、地域・保護者と連携した学校づくりを進めています。引き続き、子どもたちの通学の安心・安全のため、負担のない範囲で御協力をお願いします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(2) 山際団地自治会長</b></p> <p>■本年度、防犯カメラの補助を申請して許可されたが、来年度からは補助はないと聞いた。今後、カメラを設置しようと計画している自治会は、高額で設置できないと思うので、補助制度について検討してほしい。</p>	<p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、全国的にも防犯カメラを設置するという動きですが、神奈川県では平成28年から令和元年までの4年間実施してきた補助を中止するということですので、市としては、県に対し継続を要望しているところです。</p> <p>また、本年度の防犯カメラの設置補助につきましては、まだ余裕がありますので、担当課まで御相談いただければと思います。</p>	<p><b>【協働安全部】セーフコミュニティくらし安全課</b></p> <p>■市としても、来年度以降も防犯カメラ補助金を継続するよう県へ強く要望しているところですが、県に問い合わせたところ、補助金を継続するか否か検討中との回答を得ています。</p> <p>継続が決定した場合は、皆様にお伝えします。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■自治会への補助制度について、令和2年度予算要求済みです。</p>
	<p><b>(3) 山際団地自治会長</b></p> <p>■登校時間に合わせて、防犯ベストを着た見守り隊が見守っているが、帰りは子どもたちの下校時間がバラバラのため、見守り隊としても何時間も同じ場所に立っているのは難しく、下校時間がバラバラでいいのかという疑問に思っている。帰りも集団で下校してくれれば、子どもたちの安心安全につながるのではないか。</p>	<p><b>【副市長】</b></p> <p>■保護者の方からも、集団で下校すると目が行き届くので、集団下校してほしいとの希望があります。しかし、学年によって授業が終わる時間が異なるため、できるだけ同じ方向の子と一緒に帰るように指導はしています。</p> <p>地域によっては、1年生が帰る時間帯だけ見守り隊が活動するなど、地域の実情に合わせて子どもたちの安全に取り組んでいます。</p>	<p><b>【学校教育部】学務課</b></p> <p>■集団下校の実施は、学年によって授業時間数が異なるため難しいと考えられます。しかしながら児童には学校の先生を通じて、同じ方向へ帰る友達となるべく一緒に下校するよう指導しているほか、防犯ブザーの配布、交通安全教育を行うなど、登下校時の安全確保に努めています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見4 山際・山際北部土地区画整理事業について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 中平自治会長</p> <p>■山際と山際北部の区画整理事業について、国道129号線沿いの22ヘクタールと17ヘクタールの部分があるが、現在の進捗状況について伺いたい。</p>	<p>【市街地整備担当部長】</p> <p>■山際地区については、本市では、権利者組織である組合設立準備委員会からの申請を受けて、会議開催に伴う資料作成や説明などの、まちづくり支援業務を行っています。</p> <p>現在、準備委員会では、まちづくりに関する土地利用計画についての検討を進めていますので、その内容を、8月下旬に開催予定の地権者会議において報告します。</p> <p>山際北部地区については、山際地区同様、準備委員会に対するまちづくり支援業務を行うとともに、土地区画整理事業の中で防災機能を備えた地区公園の用地確保を含めた整備手法について、本市関係部署と連携を図り、検討しています。</p> <p>なお、両地区ともに、事業に賛成の地権者の皆様からは、前向きなご意見をいただいておりますが、一方で、事業に対して慎重なご意見もいただいておりますので、お聴きした意見については丁寧かつ分かりやすい説明を心掛け、事業へのご理解を深めていただけるよう取り組んでいきます。</p> <p>今後とも、土地区画整理事業の早期事業化を目指して、更なる権利者の皆様の合意形成が図られるよう準備委員会への支援に努めていきます。</p>	<p>【都市整備部】まちづくり推進課</p> <p>■山際地区につきましては、8月25日に開催した地権者会議において、工業系産業用地を創出する土地区画整理事業を施行することについて、地権者の皆様から仮同意書を再取得する旨を説明し、現在、地権者の皆様への意向調査及び仮同意書の取得を進めています。</p> <p>山際北部地区については、準備委員会を開催し、防災機能を備えた地区公園の用地確保を含めた整備手法や事業の収支バランスの確保などについて、検討を進めています。</p> <p>両地区ともに、土地区画整理事業の早期事業化を目指して、課題を整理しながら、更なる地権者の皆様の合意形成が図られるよう準備委員会への支援を行ってまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見1 市が考えている空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 関口自治会長</p> <p>■団塊の世代の子どもたちは、独立して家から出る人が多く、その後、親が亡くなってしまっても、そこに住まないため、空き家となってしまう。</p> <p>市では、増加する空き家について、今後の見通しや対策などについてどのように考えているか。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■空き家対策は、平成28年に実施した市内全域の空き家実態調査においては、755戸の空き家を確認しています。その後、職員が現地を巡回し、定期調査を行っていますが、解体など除却したものを含め、現在では608戸の空き家を把握しています。</p> <p>市では、平成29年に空き家対策の基本方針となる空家等対策計画を策定し、空き家の予防・解消・活用の3つを取組の柱として対策を進めています。</p> <p>1つ目の予防に向けた取組として、平成28年度から高齢者を対象とした予防啓発の出張ミニ講座を実施しています。</p> <p>2つ目の解消に向けた取組では、平成29年度から市内老朽空き家の所有者に対し、当該空き家の解体工事に要する費用の一部を補助することにより、所有者に主体的な解体を促し、近隣住民の生活環境の保全、景観の維持に努めています。</p> <p>最後に活用に向けた取組ですが、平成29年度に国土交通省の空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業の採択を受け、本市で運用している空き家データベースに登録されている所有者等に対し、活用意向及び外部提供の意向確認調査を実施し、不動産事業者に情報を提供する仕組みを構築しました。さらに、所有者向けの相談会やセミナーを開催するなど利活用につながる取組を実施しております。</p> <p>空き家を放置すると、周囲の生活環境に多大な影響を及ぼします。これらの取組を関係団体と協力しながら、空き家の適正管理や支援を強化していきます。</p> <p>【市長】</p> <p>■平成28年度に空き家対策を進めようと、不動産関係の団体や弁護士、税理士、土地家屋調査士、大学の教授、自治会の代表者、民生委員・児童委員等の関係者により対策を検討しました。</p> <p>そこで、空き家にランク付けをし、倒壊の恐れなどがある空き家を「特定空き家」に指定し、持ち主と空き家の管理について調整します。</p> <p>しかし、持ち主と連絡がつかず近隣住民に被害が及ぶ恐れがある場合は、行政代執行で市が空き家を解体します。現在のところ、市内には特定空き家はありますが、もしお近くで心配な家屋があれば、市まで情報提供をお願いします。</p> <p>また、平成30年度から親元近居同居住宅取得等支援事業をスタートさせるなど、さまざまな施策を展開しながら、少しでも空き家をなくすよう努めています。</p>	<p>【まちづくり計画部】住宅課</p> <p>■近隣に影響を及ぼしている空き家については、関係各課と連携して、定期的なパトロールを実施するなどの状況把握に努め、所有者に対しては、助言指導を行っています。</p> <p>また、旧耐震基準で建築された空き家のうち、老朽化が著しい空き家の解体について補助を行うことにより、倒壊の危険性をはじめ、防犯、防火、衛生上の問題等の解消に努めています。平成30年度は、12件の補助を実施しました。今年度は、すでに18件の申請を受けています。</p> <p>今後も引き続き補助事業の周知に努め、空き家の解消、利活用をさらに進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■空き家の解体補助については、現在までに予定件数20件に対し24件の申請を受け、老朽化した空き家の解消に寄与することができました。</p> <p>また、相川地区と南毛利南地区の空き家で、所有者が不存となり適切な管理が行われていなかった2棟について、法律に基づく「特定空家等」に認定し略式代執行による解体を実施しました。</p> <p>掛かった費用は、跡地を売却した費用から回収する予定です。</p>

意見2 自治会加入者の減少について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	<p><b>(1) 本厚木スカイハイツ自治会長</b></p> <p>■ 少子高齢化などの影響によって、自治会員が年々減少傾向にある。自治会としても、非加入者に加入するよう説得はしているが、加入するメリットがあるのかと言われることが多々あり、対応に苦慮している。</p> <p>今後、自治会の役員の高齢化も進み、更に自治会が縮小していくことが想定されることから、市として自治会への加入者の増加に向けた対応策を考えるべきではないか。</p> <p>また、自治会をやめる原因として、自治会費よりも高齢化に問題があるのではないか。</p>	<p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■ 依知南地区に限らず、市内または神奈川県内全ての自治会で同様の問題を抱えています。本市における加入を増やすための対策として、毎年10月に自治会連絡協議会が作成している自治会あつぎを会員のみならず非会員の方にも配布して自治会の加入を促しています。</p> <p>また、毎年3月には、自治会加入促進月間として定め、広報あつぎで自治会の必要性をPRしています。</p> <p>さらに、平成27年に宅地建物取引業協会県央支部や不動産協会、自治会連絡協議会、市の4者において、自治会の加入促進や地域の見守り、ごみの減量に関することについての協定を締結しました。</p> <p>このような取組を通じて、自治会の必要性を周知し、少しでも自治会会員数の加入促進に努めています。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■ 自治会員の減少については、以前から問題になっています。なぜ自治会が必要なのかということに対しては、いざという時に助け合うための土壌を作るといことです。顔が繋がっていたり、普段から声を掛け合ったりしていると、信頼関係が生まれます。新しく引っ越してこられた方には、一度や二度の説明では自治会に入る必要性は理解いただけないと思います。自治会の催しなどに足を運んでいただけるよう声を掛けるなど、まずは自治会はどんな組織なのかと、知ってもらうきっかけを作ることが大切です。自治会と行政が一緒になって、この課題に取り組んでいきたいと思っています。</p>	<p><b>【協働安全部】 市民協働推進課</b></p> <p>■ 協働安全部長の回答のとおりとなりますが、厚木市自治会連絡協議会に御意見を伝え、協働で課題解決に向けて、取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■ 中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見3 通学児童に対する交通安全対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
学校教育・道路・交通関連	<p>(1) 中依知自治会長</p> <p>■埼玉県川口市で、子どもたちが登校するところに遭遇した。児童たちは、2列で一番先頭が黄色い旗を持ち、50人くらいが道路にはみ出ることもなく通学しており、全員が黄色い帽子をかぶっていた。埼玉県の他市の出身の方から、小学校の時は、6年生まで全員黄色い帽子をかぶっていたと聞いた。</p> <p>遠くから集団で黄色い帽子をかぶって歩いてくると、目立つことから事故防止にもつながると思うので、厚木市でも、1・2年生だけが黄色い帽子をかぶるのではなく、全児童に着用してほしい。</p> <p>また、地域で児童と車の交通事故があったとき、地域の皆さんで見守りをしてくださいと言われた。厚木市はセーフコミュニティの認証都市を受けているが、事故やけがには原因が必ずあるはず。原因はたくさんあったはずであり、地域の人たちが見守ってなかったのが原因だとすると心外である。</p> <p>運転手もスマホを見ていたとのことであった。そして、通りには学童横断注意という看板があったが、前方を見ていない人に立て看板は本当に有効なのか。</p> <p>水道道に街路樹があるが、成長して幹が大きくなり、子どもたちが街路樹の陰に隠れていて死角になる可能性がある。街路樹を伐採して、ポール等に変えることはできないか。</p>	<p>【霜島副市長】</p> <p>■市内の小学1・2年生は全校で黄色い帽子を着用していますが、森の里小学校だけは緑色の帽子を着用しています。黄色い帽子のほかにも、ワッペンや黄色いランドセルカバーなどを付けて、交通事故から子どもたちを守ろうと取り組んでいます。</p> <p>黄色い帽子の着用については学校ごとの判断となってきましたが、高学年になってくるにつれて、黄色い帽子をかぶりたいくないという子どもが出てくるのが想定されるため、3年生からはかぶる帽子の種類に決まりはありません。6年生まで黄色い帽子で統一するには、PTAや保護者の方の意見を聞きながら、慎重に判断する必要があると思いますので、学校側にはそのような意見があった旨お伝えします。</p> <p>【協働安全部長】</p> <p>■横断歩道に設置されている啓発看板については、一度現場で向きや位置が正しいか確認します。</p> <p>セーフコミュニティについては、来年が再々認証の年となります。再々認証を目指す本市としては、今までのセーフコミュニティの活動については、様々な意見が寄せられていますので、多くの御意見を踏まえ、8つの対策委員会でしっかりと検証し見直しをしていきたいと考えています。</p> <p>【道路部長】</p> <p>■看板ではなく、「この先横断者あり」や「学童注意」などといった注意書きを路面に表示することができますので、場所によってはそのような手法も効果的であると考えています。</p> <p>街路樹の関係については、樹木の成長とともに大きくなってきて、小さい子どもが木の死角となってしまうこともありますので、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の把握に努めてはいますが、大きくなった街路樹を伐採するのがいいのか、それとも剪定がいいのかは、現場の状況を確認しながら判断していきたいと考えています。</p>	<p>【学校教育部】教育指導課</p> <p>■引き続き、黄色い帽子の着用も含め、児童の安全な登下校について、各小学校に情報提供をまいります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■7月2日に現地を確認後、看板の向きや視認性を調整しました。その他、新規の看板を設置する等の対応をしました。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p> <p>【協働安全部】セーフコミュニティくらし安全課</p> <p>■本市では、課題に応じて対策委員会を設置しており、交通事故に関しても、交通安全対策委員会や自転車生活の安全対策委員会で対策を講じています。例えば、自転車マナーアップキャンペーンやスケアードスレート教育技法による交通安全教室等の取組が挙げられます。</p> <p>これらの取組は、環境や時代等の変化に合わせ検討を行っており、今後も課題に応じ、取組を推進していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【道路部】道路維持課</p> <p>■路面標示につきましては、現地を確認し、必要な箇所に随時設置していきます。街路樹については、毎年、9月下旬から10月上旬にかけて、剪定を行っています。伐採については、地元の方々の意見を取り入れながら、対応していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■路面標示、伐採については、中間報告以降の変更はありません。</p> <p>市道横須賀水道路線の街路樹剪定については、9月19日から10月1日の間で実施しました。</p>

意見4 金田地区内道路の一方通行について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 金田中部自治会長</p> <p>■国道246号を大和方面から金田交差点へ向かう途中に金田上宿の信号があるが、金田上宿の交差点は7時から9時が左折禁止となっている。左折先の道路は、通学路に指定されているが、車2台がようやく通り抜けるほど道が狭く危険である。できれば信号から20mくらいを終日一方通行の規制をかけることはできないか。</p> <p>または、ガードレールを付けるなど歩行者の安全を守る対策を講じることはできないか。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■一方通行など道路交通法上の規制に関しては、公安委員会が所管となり厚木警察署が窓口になります。</p> <p>仮に一方通行規制をした場合、今まで通行していた地域住民においても例外なく進入は出来ず現在より利便性が低くなることや、通行していた車両が他の道路（当該箇所の場合、東側の道路2箇所）に集中し、新たな交通障害が発生することが懸念されます。</p> <p>このように規制の新設の場合、周辺住民や道路利用者の生活に大きく影響が出るため幅広い方の御理解が必要となりますので、周辺住民等と御協議の上、地元の総意として要望書の提出をお願いいたします。</p> <p>【霜島副市長】</p> <p>■規制を一度かけたら、再度規制を解除することができなくなる可能性もあります。そのため、規制をかけるには地域住民の総意が必ず必要になります。</p> <p>【市長】</p> <p>■規制には住民の総意が必要です。市の方で、道路に面する近隣住民を集めて、話し合いの場を設けるよう調整します。</p> <p>そこで、規制について皆さんの考え方を伺いたいと思います。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■7月11日、自治会長及び厚木警察署立ち合いの下、現場を確認しました。</p> <p>周辺住民や道路利用者の生活に大きく影響が出ることから、幅広い方の御理解が必要となりますので、周辺住民等と十分協議の上、地元の総意として要望書を提出するよう説明しました。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見5 「スマ報」について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
その他	<p>(1) 長坂自治会長</p> <p>■市が運営している「スマ報」を活用して、道路に穴があるのを午前中に写真を撮って報告したら、翌日には道路の穴が塞がっていた。とても素早い対応に、驚くとともに対応力の速さに感謝している。道路だけではなく、不法投棄の回収も1週間に1回行ってきている。対応が早くなっただけではなく、市が現在どのような対応をしているのか、ステータスで確認できるのも良い。とても素晴らしいシステムを開発してくれたことに感謝している。</p> <p>そこで、さらに使いやすいシステムにするためにも、住んでいる地域で、どのような報告が出ているのか、分かるようにすることはできないか。</p>	<p>【政策部長】</p> <p>■「スマ報」には、道路の損傷や外来生物、不法投棄など、多くの市民の皆様から報告をいただいています。自治会長の御意見のとおり、すでに通報してあるのかどうか、お住まいの地域でどのような情報が市に報告されているのか、市民の皆様が確認できるようなシステムについて検討します。</p>	<p>【政策部】情報政策課</p> <p>■いただいた御意見も参考に、現行システムの改修の可否や、各カテゴリ所管課とともに運用上の課題を整理する等の検討を進めます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■「道路」と「公園・緑地」のカテゴリで受付させていただく情報（要望等を除く）について、公開できるよう準備を進めています。</p>

意見1 座間荻野線の進捗状況と児童の安全確保について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p><b>(1) 中三田第1自治会長</b></p> <p>■座間荻野線について、当初は、2020年東京オリンピックの開催までには開通すると聞いていたが、その後の進捗状況について伺いたい。</p>	<p><b>【道路部長】</b></p> <p>■都市計画道路座間荻野線については、神奈川県が事業主体となり、国道129号から県道63号線(相模原大磯)間、延長2,270mの整備が進められています。</p> <p>第1期区間の国道129号から厚木バイパス線間、延長1,100mについては、平成22年3月に暫定2車線で開通し、平成25年3月に4車線で完成しています。</p> <p>第2期区間の厚木バイパス線から県道63号(相模原大磯)間、延長1,170mについては、令和8年度の完成を目指して整備が進められています。</p> <p>現在の状況は、これまでに橋脚5基が完成するとともに、三田小学校グラウンド再整備等や用地取得が進められ、昨年10月に体育館新設工事が完成、今年1月に旧体育館撤去工事が完成、3月には埋蔵文化財調査が終了しています。</p> <p>本年度は12月にグラウンド第2期工事完了の予定です。令和2年度には体育館器具庫新設工事を予定しているほか、道路については神奈川県が橋脚の整備を行う予定です。</p>	<p><b>【道路部】道路管理課国県道調整担当</b></p> <p>■これまで大きな課題であった三田小学校の移転補償案件については、平成25年度から再整備が始まりました。</p> <p>本年度9月にグラウンド2期工事の主要箇所が終了し、来年度の体育器具庫新設工事等を残すのみとなりました。</p> <p>これにより、三田小学校関係の工事は終了となりますが、残事務として令和3年度に埋蔵文化財調査報告書の作成が予定されています。</p> <p>一方、第2期区間については、厚木バイパス似西約380mの高架部において、橋脚3基の整備手続を進め、来る11月に着手し、今年度内の完成を予定していると伺っております。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(2) 中三田第1自治会長</b></p> <p>■座間荻野線の工事が進むと、三田小学校の通学路を抜け道として通過する車両の増加が見込まれる。通学路の安全対策について、どのように考えているか。</p>	<p><b>【副市長】</b></p> <p>■登下校時における、自治会長をはじめとする地域の皆さんの見守り活動には、心から感謝しています。通学路における諸々の課題については、学校の先生やPTA、地区の方が協議し、通学路安全整備要望書を毎年いただいています。</p> <p>御要望は、市ができることは市で対応をし、信号機の設置などは公安委員会と協議を進めて対応しています。今年も4月に御要望をいただきましたので、対応を進めているところですが、今後も気になる箇所がありましたら、御連絡いただければと思います。</p>	<p><b>【学校教育部】学務課</b></p> <p>■通学路上の危険箇所については、各学校から提出された通学路安全整備要望書に基づき、対応を進めています。また、その中で対策が難しい箇所については、通学路の安全対策協議会等を実施の上、代替案の検討を行っています。今後も引き続き、登下校における児童の安全確保に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>



意見2 公共施設や個人住宅の耐震について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防災 関連	<p>(1) 上三田自治会長</p> <p>■近い将来、大地震が起きると予測されているが、公共施設の耐震化と個人宅の耐震補助について伺いたい。補助の対象は、昭和56年以前の建物ということだが、昭和56年以降の建物も対象にしてもらうことはできないか。</p>	<p><b>【市長室長】</b></p> <p>■公共施設については、耐震診断を実施し、その後補強工事を進め、既に完了しています。個人住宅の耐震については、助成制度はありますが利用されている方が少ない状況です。ブロック塀についても、上限30万円の補助をしながら耐震対策を進めています。</p> <p>昭和56年以降の建物については、改正後の建築基準法に遵じて建てていますので、一定の安全性が担保されているため、補助対象から外しています。</p>	<p><b>【まちづくり計画部】建築指導課</b></p> <p>■厚木市では、昭和56年以前の旧耐震基準の木造住宅の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用について補助を行っています。</p> <p>昭和56年以降の木造住宅を対象にすることについては、厚木市耐震改修促進計画において住宅の耐震化率を令和2年度までに95%とすることを目標にしており、現在は旧耐震基準の木造住宅の耐震改修を優先し実施していることから、現在、補助の対象とはしていません。</p> <p>なお、昭和56年から平成12年までに建築された新耐震基準の木造住宅については、国土交通省から「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」が示されており、リーフレットを窓口等で配布しているほか、公民館等で実施している職員による無料相談会で相談を受け付けていますので、ご心配の点がありましたら建築指導課までお問い合わせください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
		<p><b>【まちづくり計画部長】</b></p> <p>■一般住宅の耐震補助制度について、平成29年度から昭和56年以前の旧耐震の建築物については、空き家を対象に改修工事の補助をしており、相談は無料です。このような物件がありましたら、日程を調整した上で、現場を確認させていただきます。</p>	<p><b>【まちづくり計画部】住宅課</b></p> <p>■平成29年度から旧耐震基準の空き家を購入し居住する方を対象に、取得費用の一部に補助をしています。今後も、市広報のほか、住宅課窓口や、関係団体の会議等でチラシの配布をお願いするなど制度の周知に努めます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>【政策部長】</b></p> <p>■平成20年度に小林市長が就任してから、学校施設の耐震については前倒しでやるように指示があり、市内全ての小・中学校の耐震工事は、平成21年度に完了しています。避難所として使用される場合は、安心して使っていただけます。</p>	<p><b>【市長室】危機管理課</b></p> <p>■危険ブロック塀を改修等される場合や、所有される急傾斜地の安全対策工事を施工される場合には、対策に対する補助金制度を設けて、安全対策の推進に努めています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>	

意見3 交通インフラの充実と郷土博物館を核とした地域づくりについて			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p><b>(1) 棚沢自治会長</b></p> <p>■棚沢地区は、小・中学校共に4キロ離れていて、先日の愛川町から刃物を持った男が逃走するなどの緊急事態の際は、特に心配だった。また郷土博物館が完成したこともあり、交通の利便性を上げてほしい。有料でも良いので、スクールバスや循環バスなど運用してもらえないか。</p> <p>また、地域で博物館地域連絡会を発足する予定で、博物館を利用して、地域づくりを進めていきたいと考えている。博物館のイベントはたくさん計画があるが、来館者の増加にあまりつながっていない。郷土博物館の利活用を核として地域の交通インフラの整備を総合計画に盛り込んでほしい。</p>	<p><b>【まちづくり計画部長】</b></p> <p>■厚木市のバス路線は、本厚木駅から放射線状に整備されているが、地域間の横の移動手段に課題があることを認識しています。平成30年度から鳶尾団地やまつかけ台で、団地内を巡回するコースのコミュニティ交通の実証実験を実施しています。昨年度は、無料で実験をした結果、6週間で約1,000人の利用がありました。今年度は有料で実施する予定です。現在、皆さまからの御意見を参考にしながら、様々な方法を研究しています。</p> <p>また、総合計画と同じ時期に交通マスタープランを策定し、将来に向けて交通環境を充実させていきたいと考えています。</p> <p><b>【市長室長】</b></p> <p>■地域を盛り上げていこうという気持ちに大変うれしく思っています。郷土博物館は、1月27日にオープンし、広報あつぎでも学芸員のコラムを設けるなどPRに力を入れています。</p> <p><b>【政策部長】</b></p> <p>■各地域の資源となると、今まで観光、産業、交通の優位性等に重点が置かれがちであったが、文化的な公共施設を地域の資源、魅力と捉える視点をもって総合計画を作っていきたいと考えています。</p>	<p><b>【まちづくり計画部】都市計画課</b></p> <p>■地域住民の日常生活に必要な移動手段の確保については、その地域の特性に適合したものであることが必要であり、そのためには地域自らが生活交通確保について積極的に取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>今後このような取組が行われる地域には、市も協力して一緒に検討していきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■移動手段の確保策については、現在取り組んでいるコミュニティ交通の実証実験の結果を踏まえ、引き続き検討していきます。</p> <p><b>【市長室】広報課</b></p> <p>■広報あつぎ15日号で、学芸員のコラムを掲載しているほか、あつぎ郷土博物館で実施を予定している催し等については大きく取り上げるなど、PRに取り組んでいます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■広報あつぎ2月1日号の裏表紙（8面）で博物館オープン一周年イベントの告知を掲載しました。今後も、随時博物館の情報を掲載していきます。</p> <p><b>【政策部】企画政策課</b></p> <p>■郷土博物館を利活用した地域づくりについては、次期総合計画の策定を進めるに当たり、市民検討会議や住民ワークショップなど様々な市民協働により検討を行うとともに、地区別意見交換会を開催し、地域の皆様の御意見を伺いながら検討します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見4 まとまった土地の先行取得について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
その他	<p><b>(1) 中三田第2自治会長</b></p> <p>■以前、三田小学校の正門の横に、まとまった土地があった。三田児童館も老朽化していたことから、新しく建て替えるには最適の場所だと思っていたが、現在はトラックの駐車場になってしまった。</p> <p>この地区には他にも元洗足学園のグラウンドなど使われていない土地があったので、老朽化した公共施設の代替地として、先行して取得するようなことは考えられないか。</p>	<p><b>【市長】</b></p> <p>■元洗足学園の土地は、所有者が変わってしまいました。市も所有者に接触しましたが、市に売却する気配はありませんでした。</p> <p><b>【副市長】</b></p> <p>■三田小学校の正門の横の土地は、地権者の思いもあり取得できませんでした。</p>	<p><b>【財務部】財産管理課</b></p> <p>■土地の取得については、具体的な利用計画があり、その計画に沿った必要な範囲で取得していくこととなります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p><b>【こども未来部】青少年課</b></p> <p>■三田児童館再整備については、現在、公共施設最適化基本計画に基づき、基本方針の調整、関係部署との調整等を進めております。</p> <p>建設予定地については利用する児童等の利便性、安全性を踏まえた候補地を研究中です。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■利用する児童等の利便性、安全性を踏まえた候補地を研究中のため、中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見5 開発許可等について（塀で囲って中で何をしているか不明）			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 上三田自治会長</p> <p>■この地域では、ヤードと呼ばれる資材置きが増えているが、高い塀で囲まれ、中で何をやっているか不明で心配している。塀で囲むことが開発の許可条件になっているのか。</p>	<p>【副市長】</p> <p>■中のものが外に出ないようにという配慮から、塀で囲っているということもあります。他の地区では、所有者に要請して説明してもらったところもあります。悪臭がするなど生活環境を脅かすような状況がないと、市が指導することはなかなか難しいと考えられます。</p>	<p>【まちづくり計画部】開発審査課</p> <p>■自治会長に聞き取りを行い、開発の許可条件等について説明を行いました。（令和元年7月3日）          ≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■定期的なパトロールの実施と、違反建築物が確認された場合は所有者への指導を行っていきます。</p> <p>【環境農政部】生活環境課</p> <p>■資材置き場につきましては、地域住民の皆様から悪臭等の通報がありましたら必要な指導をしていきます。          ≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p>(2) 上三田自治会長</p> <p>■川沿いの調整区域の資材置き場にプレハブ小屋を置いて住んでいる人がいる。その住人が、自治会広場のトイレを利用している。注意しても改善されないようなので、違反している建物を撤去できないか。</p>	<p>【副市長】</p> <p>■開発関係の担当部局がありますので、後日確認した上で回答します。</p>	<p>【まちづくり計画部】開発審査課</p> <p>■当該資材置き場につきましては、現地調査の際に所有者と面談し、自治会長に情報提供(令和元年7月3日)をいたしました。今後についても定期的にパトロールを実施し、指導します。          ≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■定期的にパトロールを実施し、違反状況の確認を行うとともに、所有者に指導を行っています。</p>

意見6 睦合北地区の活性化について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
商工業・観光	<p>(1) 中三田第1自治会長</p> <p>■中津川沿いの相模川第二漁業協同組合について、昔はつかみどりしたり、塩焼きを食べられた。中津川には舟も浮かんでいて風情があった。そのような昔の風景を復活させることはできないか。</p>	<p>【副市長】</p> <p>■現在、国から補助金をいただいて、市内三田にあるアユ中間育成施設の一部の水槽を新しくする工事を進めています。年内には工事が完了し、新しい水槽で、稚魚を育てていきます。</p> <p>【市長】</p> <p>■相模川沿いの市町村の中で、厚木市は漁業組合員が2番目に多く、負担もそれなりにあります。しかし、アユは相模川にゆかりがありますので、国からの支援を受けながら、関係市町村を集めて舟やアユの文化が無くなるような、活性化に向けた検討をしていきます。</p>	<p>【産業振興部】観光振興課</p> <p>■河川を取り巻く環境が様々な面において変化しているため、地元漁業団体を始め観光関連団体と協議していきます。          ≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■地元の漁業団体と協議したところ、河川環境や周辺環境の変化により、現状では当時のような風景を復活させることは難しいとのことでした。本市や漁業団体においてもアユを本市の観光資源として情報発信することの重要性は認識しているところであり、あつぎ鮎まつりでのつかみ取りや様々なイベントでの塩焼きの実演販売を実施し、アユに親しむ機会を提供しているところです。今後とも関係団体と連携を図り、アユを通じた観光振興に努めていきたいと考えています。</p>

意見1 公園やコミュニティパークの活用強化について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
公園整備関連	<p>(1) 瀬戸睦自治会長</p> <p>■公園やコミュニティパークなどの身近な空間は、地震発生時の現実的な避難場所となると考えている。市内を見渡すと整備・維持管理が行き届いているところと整備されていないところがあるように見受けられる。地域の意向を踏まえて整備や維持管理をきちんとしていく必要があるのではないかと。</p>	<p>【副市長】</p> <p>■公園やコミュニティパークについては、災害発生時において地域の皆様の一時避難場所として活用されることから、整備にばらつきがないよう良好な維持管理に努めていきます。</p>	<p>【都市整備部】公園緑地課</p> <p>■御意見をいただきました地区内の反田児童遊園や瀬戸コミュニティパーク等を現地にて確認をした後、令和元年9月30日に公園整備要望を提出していただき検討をした結果、瀬戸コミュニティパークを新たに都市公園として整備することになりました。</p> <p>今後については、地域の皆様からも御意見を伺いながら、予算を確保し、現地測量・実施設計・工事の順に、都市公園として整備を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
防災関連	<p>(2) 瀬戸睦自治会長</p> <p>■瀬戸睦自治会においては、一時避難所となっている反田児童遊園のほかに、瀬戸コミュニティパークがあり、震災直後には、実効ある空間として有効な場所になると考えている。ここを地域の初期的な避難場所としてより有効に活用できるように、備品を置き、一定の整備及び維持管理をしてほしい。</p>	<p>【市長室長】</p> <p>■災害発生時においては、公園やコミュニティパークは地域の皆様の一時避難場所として活用される場所となります。公園や自治会館、老人憩いの家、お寺の駐車場、幼稚園のグラウンドなども指定されています。一時避難したのち、災害の規模によっては、指定避難所に移ることとなります。一時避難所は発災直後に避難する場所であり、備品を置くことは考えていません。備蓄については、長期滞在する指定避難場所付近に防災備蓄倉庫を配置しています。</p>	<p>【市長室】危機管理課</p> <p>■一時避難所については、発災直後、一時的に被害を免れるために避難する場所ですので、備蓄については長期滞在する指定避難場所の防災備蓄倉庫に保管しています。</p> <p>備蓄品の整備については、今後も引き続き、内容等も含め調査研究を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見2 災害時の緊急避難場所について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防災関連	<p>(1) 妻田第一自治会長</p> <p>■妻田第一自治会では、住民の高齢化が進み、特に、避難行動要支援者が地区内の指定緊急避難場所へ移動することやその支援が困難となることを想定している。中津川氾濫による避難勧告発令時には、地区内にあるマンション等の上層階の空き部屋やベランダ、通路などの高層階を一時避難場所として活用できないか。</p>	<p>【市長室長】</p> <p>■多くの自治会において、災害発生後、指定避難所等へ避難をする前の一時的な避難場所として、公園や自治会館、老人憩いの家、お寺の駐車場、幼稚園のグラウンドなどを指定しています。</p> <p>台風の進路等、事前の予測が可能な場合は、防災行政無線等で早めの避難をお願いしており、警戒レベル4で全員避難となります。</p> <p>しかしながら、逃げ遅れた場合などについては、命を守る行動として、近隣の堅剛な高層住宅の上層階に垂直避難することは、大変重要であると認識しています。</p> <p>今後は、防災マップの作成などに合わせて、ビル管理会社や地域の皆様とともに協議していきたく考えています。</p>	<p>【市長室】危機管理課</p> <p>■台風等の風水害については、事前の予測が可能であり、市としても早めの避難をお願いしています。</p> <p>しかしながら、逃げ遅れた場合に命を守る行動として大切なのが、近隣の堅剛な高層住宅の上層階等に垂直避難することです。</p> <p>市としても引き続き、説明会などで周知に努めるとともに、ビル管理会社や地域の皆様と協議してまいります。</p> <p>もし地域において協力的な企業等の情報がございましたら、市まで御提供いただきたいと思います。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見3 青パトと通学路見守りの取組について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防犯関連	<p>(1) 三家南自治会長</p> <p>■睦合南地区には、小学校が2校、中学校が1校あり、青パトを30台用意している。先日、愛川町から刃物を持った容疑者が逃走した事件の際には、子どもたちの見守りを強化したが、長期的に対応しなければならない時の青パトの人員確保など労力的なことも考えていかなければならない時期なのではないか。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■青パトは全部で95台あり、睦合南地区は30台で3分の1を配置しています。市役所には4台あり、警察OBの方がパトロールしています。青パトは、犯罪抑止のために有効な手段であると考えていますので、皆さんの力を貸していただきたいと考えています。</p> <p>青パトの人員確保については、難しい地区も出てきていますが、市としても一層の支援等を検討します。</p> <p>【市長】</p> <p>■地域の皆様には毎日、青パトの活動をしていただき、ありがとうございます。</p> <p>外国ではパトカーは青色灯で、青パトの活動は外国人の方への訴求が強いです。厚木警察署長が日頃の青パトの活動についてお礼にきましたので、この場を借りてお伝えします。</p>	<p>【協働安全部】セーフコミュニティくらし安全課</p> <p>■協働安全部長の回答のとおりとなりますが、青パトを活用したパトロールは、犯罪抑止において大変効果的であると考えていますので、市としても一層の支援策等を、今後検討していきます。</p> <p>また、愛川町で発生した事件を受け、各地区市民センターを通じて、皆様への迅速な情報提供に努めるとともに、引き続き、市民の皆様、警察と連携し、安心・安全なまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見4 危険な交差点の安全対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 白根自治会長</p> <p>■清水小学校の通学路である、清水歩道橋の清水橋交差点は、登校時間帯には児童と妻田薬師バス停の待合客、そして通過車両が錯綜し、地区の中で最も交通事故の危険性を感じる場所であるが、見守り隊による児童の誘導で安全が保持されている。</p> <p>安全な交差点、通学路、バス停となるよう、道路を整備し恒久的な安全対策を考えてほしい。</p>	<p><b>【道路部長】</b></p> <p>■当該交差点については、歩道橋やバス停があり、また近接して南北に交差点もあることから、周辺の道路に比べ複雑な道路形態となっています。</p> <p>歩道橋については、平成23年に県から市に移管された道路であり、もともと県が設置したものです。歩道橋の設置状況や歩道の狭さ、形状など、危険な箇所であることは認識しています。</p> <p>そこで、5つの安全対策案を考えてみました。</p> <p>1つ目は、バス停を北側に移動できないかというものです。用地を一部買収し、バスを待つ人の滞留が多少なりとも改善できるのではないかと考えます。</p> <p>2つ目は、規制を設ける手法です。公民館からバス通りに向けて、短い区間で一方通行となっていますが、通学時間帯に時間規制をかけて、車を通れないようにすることで、改善するものです。</p> <p>3つ目は、一方通行の部分、3mから3.5mまで車道を絞れるとみているが、車道を狭めて歩道を拡幅し、歩行者の通行の安全を確保するものです。</p> <p>4つ目は、歩道橋付近にある店舗の土地の一部を買収して、バス待ちスペースを確保するものです。</p> <p>5つ目は、長期的になりますが、荻野新宿交差点から妻田中村交差点までの歩道は、歩道の幅員も全体的に狭く、形状的にも波を打っているなどしていることから、歩道を整備することにより、安全確保を目指すものです。</p> <p>また、歩道橋の折り返しの向きを変えることで、スムーズな動線やバス待ちスペースの確保ができるのではないかと考えています。</p> <p>5つ提案しましたが、安全第一で地域のみなさまの御意見も伺いながら、対策を進めていきたいと思っております。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■今の時代は歩道橋を不要と論じる流れがあります。しかし、歩道橋を撤去すると、平面上に人を通す時間を作らなければいけないので、車の通る時間が少なくなり渋滞の原因になります。対策をすれば、プラス面マイナス面があるので、全体としてプラスになるよう、できることから安全対策をしていきます。</p> <p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■道路交通法の規制となるゾーン30については、県公安委員会が所管となり、厚木警察署が窓口となります。</p> <p>ゾーン30は、歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高時速30キロメートルの速度規制とその他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度制御や、ゾーン内を抜け道として通行する制御等を目的とした生活道路対策です。</p> <p>現在、厚木市では、平成27年に藤塚中学校、北小学校を含む山際地区の27ヘクタール、平成28年に依知南小学校を含む下依知地区の11ヘクタールの区域の2地区が設定されています。</p> <p>厚木警察署に伺ったところ、まずは地元の総意として要望書の提出をお願いいたしますとの回答がございました。</p> <p>御提出いただいた要望書を基に警察の担当者から別途連絡させていただき、設定区域などの詳細については、地元自治会と相談しながら設定の可否について検討していきたいとのことでした。</p> <p>市としましても、安全対策等について積極的に関係部署と協議していきます。</p>	<p><b>【道路部】道路整備課</b></p> <p>■既に妻田薬師バス停付近の道路交通環境の改善を目的とした予備設計を発注し、登校時間帯の児童の安全確保や、歩行者とバス停の待合客、そして通過車両との錯綜を防止するため、関係機関、関係地権者と調整しながら、どのような改善ができるかについて、短期的な対策、長期的に考えていく対策を分別して検討しています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p><b>【協働安全部】交通安全課</b></p> <p>■協働安全部長の回答のとおりとなりますが、ゾーン30を含め厚木警察署と連携して、より一層の交通安全対策に積極的に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見5 渋滞の抜け道となっている生活道路の安全対策について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 妻田中央自治会長</p> <p>■妻田地域は、国道246号が中央を縦断しているため、国道の混雑を回避するため地区内にある多くの生活道路が抜け道となり困っている。特に、妻田伝田交差点から妻田中村交差点方面に車が通過するときに、妻田交番の信号を避け、左折し住宅街を抜けていける道が3本あるが、すべての入口に看板はなく効果があまりない。</p> <p>最近、近くに幼稚園ができて、園児らが公園に遊びに行くようになり、今まで以上に交通安全を考えなければいけない状況になっている。</p> <p>また、国道246号の妻田交差点付近の道路は渋滞の抜け道として、住宅街をすごい勢いで車が通行している。安心して生活できるように安全対策を強化してほしい。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■抜け道として通過する車両の流入を抑制する注意看板の効果があまりないとのことですが、一方通行などの交通規制を設けることも対策の一つとしてあります。道路交通法の規制は、県公安委員会が所管となり、厚木警察署が窓口となります。地域の総意として皆さんの同意があれば可能ですが、そこに住む人も含めて規制されてしまいます。</p> <p>3本の抜け道の一部にしか現在看板が設置されていない状況とのことですので、他の場所の現場も併せて確認し、御意見を伺いながら必要なところへ看板を設置していきます。</p> <p>【道路部長】</p> <p>■抜け道として通りにくくなるように路面を凸凹にするなどの対策もありますが、騒音が発生するなど新たな課題も出てきてしまう恐れもあり、住宅地には、なかなか難しいと思います。</p> <p>現場を確認し、必要なところの目につく場所に看板を設置することや、路面に注意喚起の表示をする対策が効果的だと思いますので、現場を確認し対策をしていきます。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■8月7日に自治会長の立ち合いの下、看板設置箇所について現場を確認し、看板設置箇所を調整しました。</p> <p>既設看板交換を含む計3枚を、9月20日に設置しています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p> <p>【道路部】道路維持課</p> <p>■現地を確認しましたので、対策について引き続き自治会長と協議していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見6 運転免許証の自主返納推進のための施策について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 中村自治会長</p> <p>■運転免許証の返納をしたところ、1,500円徴収されたという話を聞いた。これでは、返納しようとした人が、返納することをやめてしまう。高齢者による危険運転が社会問題となっている現状を解決するためには、自ら進んで返納する意識啓発に加え、何かインセンティブとなる市の施策も必要ではないか。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■厚木警察署に確認したところ、運転免許証返納の際に運転経歴証明書の発行を申請した場合、証明書の発行は任意であることから、手数料や写真代などの費用が発生し、自己負担になります。</p> <p>本市としても、かなちゃん手形の助成やタクシー助成を行っていますが、高齢者の免許返納を後押しする取組は急務であると考えていますので、厚木警察署や厚木警察署管内交通安全協会と協力しながら、免許返納後に利用できるサービスなどを掲載したチラシを作成し、まずはサービスを認識してもらう取組を進めていきます。</p> <p>【市長】</p> <p>■免許の返納者は増えているそうです。高齢ドライバーへの後付けの安全装置の補助を東京都が行っていますが、市内を通る車は市民の車だけではないので、国レベルの対応が望まれます。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■市では、高齢者免許返納等について検討する支援等推進委員会や厚木警察署などと協力しながら、免許返納後に利用できるサービスを掲載したチラシを作成しました。</p> <p>チラシは、市役所の窓口や公民館、地域包括支援センター、老人憩の家などに配架しました。</p> <p>また、9月25日から27日まで実施した民間交通監視所において、自治会や交通関係団体の協力の下、各地区主要交差点15か所で約4500枚のチラシを配布するなどの、啓発活動に積極的に取り組んでいます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>

意見1 高齢者の通院にかかる交通手段について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
福祉・医療・健康	<p>(1) 及川団地自治会長</p> <p>■及川住宅団地が完成して40年以上経過し、約100世帯が70歳を超えるなど高齢化が進んでいる状況である。</p> <p>昨今、高齢者ドライバーによる交通事故がニュース等で毎日のように報道され、免許返納を勧める声が上がっているが、免許を持っていない高齢者にとっては、移動手段としてバスかタクシーに頼るしかない。</p> <p>市立病院に通うため、最寄りのバス停まで足の悪い高齢者が歩くと20～30分掛かってしまうため、団地から最寄りのバス停までタクシーを使う高齢者もいる。</p> <p>そこで、団地内から市立病院まで巡回するバスを運行することはできないか。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■本市は、本厚木駅から放射線状にバス路線網が形成され、バスが利用しやすくなっており、市民の主要な交通手段となっています。</p> <p>及川団地の近隣には、妻田薬師、松蓮寺バス停があり、ここを通るバスは市立病院前バス停を経由しますので、市立病院への通院は路線バスの利用をお願いしているところです。</p> <p>市立病院までの送迎バスについては、各地区からも要望をいただいている状況であり、地域にお住いの高齢者にとって、病院までの交通手段の確保は重要であると認識しています。</p> <p>今後については、地区のニーズを把握し、どのような形で、バスやタクシーなどを活用していくことが最適か、また、送迎バスについて実現可能かどうか調査・研究していきます。</p>	<p>【まちづくり計画部】都市計画課</p> <p>■地域住民の日常生活に必要な移動手段の確保については、その地域の特性に適合したものであることが必要であり、そのためには地域自らが生活交通確保について積極的に取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>このような取組を検討される場合には、市も協力して一緒に検討していきたいと考えています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■移動手段の確保策については、現在取り組んでいるコミュニティ交通の実証実験の結果を踏まえ、引き続き検討していきます。</p>

意見2 県道60号線の歩道整備について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 及川第一自治会長</p> <p>■県道60号線(厚木清川線)及川地区内のセブンイレブン及川店の先から千頭橋方面に向かう、延長約350メートルの区間において歩道整備が計画されている。</p> <p>この区間は、上下線とも歩道がなく、通行人や自転車は車と同じ車線を通行しているため、極めて危険を伴う状況にある。</p> <p>また、上下線に及川バス停がありますが、歩道が無いので、スペースが狭く、車と接触しないか不安である。</p> <p>この件に関する要望書は、平成22年に県に提出され、平成28年12月には説明会が開催された。</p> <p>このバス停を利用される地域の方から、事業状況を問われていることから、この歩道整備事業に関する進捗状況を教えていただきたい。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>県道60号線については、県が管理者であるため、厚木土木事務所道路維持課に歩道整備の進捗状況を確認しました。</p> <p>本区間については、平成28年12月に説明会を開催以降、現在は、詳細設計の図面等について、地権者と個別に調整を進めているとのこと。</p> <p>本市としましても、県に対して自治会長をはじめとする地域住民の方に、事業の進捗状況等の情報提供をお願いするとともに、事業を速やかに実施するよう要望していきます。</p>	<p>【道路部】道路管理課</p> <p>■県道60号（厚木清川線）の本区間については、県が詳細設計の図面等について、地権者と個別に調整を進めているとのこと。</p> <p>今後、関係者との調整の目途が立った時点で説明会が開催されますので、本市としても、本区間の歩道整備の動向を注視してまいります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p>(2) 及川第一自治会長</p> <p>■平成22年に要望を出してから10年くらい経過しているが、事故が多発する場所である。大きな事故が発生する前に対策をしてほしい。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■注意看板の設置は可能ですので、現場を確認した上で設置可能かどうか判断したいと思います。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■現場を確認し、上り車線側の設置可能箇所に「スピード落とせ」の注意喚起看板を設置しました。</p> <p>また、下り車線側につきましては河川のため設置が難しい状況であることから、道路管理者と他の対策について協議します。</p> <p>引き続き、今後の状況を注視するとともに交通安全対策に努めるよう関係各課と連携を図っていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>

意見3 通学路の危険な交差点の安全対策について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p><b>(1) 及川第二自治会長</b></p> <p>■松蓮寺にあるバス事業者の南西角の交差点は、清水小学校の通学路に指定されているが、バスの出入りもあり、信号待ちの車で渋滞がたびたび発生している。</p> <p>及川球場方面からこの交差点に向けて、カーブになっている坂道をかなりのスピードで上がり、左折し、通学路へ進入する危険な車をよく見かける。</p> <p>地域の見守り隊が、児童の通学時間帯に交通安全活動を行っているが、先を急ぐあまり、見守り隊が制しているにもかかわらず、無視する車が多くなっている。</p> <p>そこで、以下の2点を要望する。</p> <p>①通学時間帯は通学路への進入を制限してほしい。</p> <p>②交通安全、犯罪抑止を図るため、防犯用監視カメラを設置してほしい。</p>	<p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■①の「通学時間帯は通学路への進入を制限してほしい」について、現場の道路は、幅員が4～5mということで、相互通行するにはかなり狭い道路です。道路交通法の時間帯規制については、厚木警察を經由して公安委員会に要望するという形になります。</p> <p>また、住宅地が密集していることから、近隣住民の方も通行できなくなるため、規制をかけるには住民の皆さん全員の総意が必要になります。規制については公安委員会の判断になりますが、皆様の熱い思いを再度厚木警察署に伝えます。</p> <p>②の「交通安全、犯罪抑止を図るため、防犯用監視カメラを設置してほしい」について、通学路の子どもたちを守るため、厚木市では見守りシステムがありますので設置は可能です。もし設置の御要望があれば、御連絡ください。</p>	<p><b>【協働安全部】交通安全課</b></p> <p>■厚木警察署に再度地元の声を伝えるとともに、今後の道路状況や交通状況の変化に注視するようお願いしました。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■引き続き、交通状況に注視するとともに状況に変化がないもしくは悪化した場合には、厚木警察署と連携して改善に努めていきます。</p> <p><b>【協働安全部】セーフコミュニティくらし安全課</b></p> <p>■協働安全部長回答のとおりとなりますが、御連絡いただければ、防犯カメラの設置について現地確認等を実施いたします。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■防犯カメラの設置に対する補助事業について、自治会役員の皆様に説明をさせていただき、申請の希望について確認をしたところ、今回は申請を見合わせる旨の回答をいただきました。</p>
	<p><b>(2) 及川第三自治会長</b></p> <p>■松蓮寺交差点付近の歩道が狭く、通学する学生がはみ出て歩いていることがある。歩道の拡幅が必要ではないか。</p> <p>また、松蓮寺交差点の横断歩道が消えかかっている。白線を引き直すことをお願いしたい。</p>	<p><b>【道路部長】</b></p> <p>■市道妻田中荻野線（市道1-30号線）における歩道整備については、現在、第8次厚木市道路整備三箇年計画に位置付けています。</p> <p>昨年度は基本計画を策定したので、今後、測量や設計をする中で当該歩道の拡幅整備について検討します。</p> <p>また、緊急性が高い箇所の改修につきましては、現地調査を実施し、自治会長など関係者の方々と協議を行いながら、歩行者の安全対策について早急に対応したいと考えています。</p> <p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■横断歩道など道路交通法に関する標示については、県公安委員会が所管しており、厚木警察署が窓口となります。</p> <p>当該箇所については、7月2日に厚木警察署に補修依頼済みです。</p>	<p><b>【道路部】道路整備課</b></p> <p>■9月下旬に歩道巻き込み部（歩行者溜りの設置）の工事と併せ、区画線の引き直しも実施いたしました。</p> <p>なお、工事が完了したことについては、自治会長に報告済みです。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p> <p><b>【協働安全部】交通安全課</b></p> <p>■厚木警察署にはすでに依頼しておりますが、再度早急な対応を依頼します。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(3) 及川第二自治会長</b></p> <p>■大阪でプールのブロック塀が倒れた事故があったが、これと同じ状況が松蓮寺にあるバス事業所のブロック塀でも起きる可能性があるのではないか。安全かどうか含めて調査していただきたい。</p>	<p><b>【市長室長】</b></p> <p>■同様のブロック塀は、市内に数箇所ありましたが、事業者に連絡し、倒壊の危険がないよう補修工事を依頼しております。</p>	<p><b>【市長室】危機管理課</b></p> <p>■危険ブロックについては、大阪北部地震後に、既に市内全域において調査を実施し、その結果、事業者が所有する危険なブロックについては、調査を依頼し必要に応じた工事等の対応をお願いしていますが、今後も事業者に対して、対応の状況確認に努めていきます。</p> <p>また、市では、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による災害を未然に防止するため、危険なブロック塀等の撤去や安全な工作物等への改善工事費に対して、補助金を交付しています。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>



意見4 社会福祉協議会の賛助会員費の使途と民生委員について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
福祉・医療・健康	<p>(1) 林第二自治会長</p> <p>■社会福祉協議会の賛助会員費を徴収しているが、先週の定例の自治会会議の中で、今年は協力しないという話が出た。 会費の使い道に、高齢者弁当宅配事業との記載があったが、皆さんの善意で集めたお金を特定の高齢者に使うことに疑問を持っている。 どちらかといえば、子どもの貧困問題に重点を置いてほしい。子どもを大事にして育てることを含めて、社会福祉協議会の取組についてもう少し考えてほしい。</p>	<p>【福祉部長】</p> <p>■社会福祉協議会とは月に一回定期的に会合を行っており、そこで意見交換をしています。 賛助会員費については、集める前に自治会の方に説明しましたが、説明が不十分であった可能性もあります。再度、御意見の内容について検討するよう、社会福祉協議会に伝えます。</p>	<p>【福祉部】福祉総務課</p> <p>■社会福祉協議会で、林地区4自治会長と説明と話し合いを行いました。 高齢者弁当宅配事業は、地区地域福祉推進委員会の事業であるため、事業の存続等については、社会福祉協議会で決められないので、実施主体である地区地域福祉推進委員会の役員会等で協議していただくことで理解をいただきました。 また、賛助会費の使途が分かりにくい等という意見から、賛助会費の使途について分かりやすい資料を作成していくことで理解をいただきました。 《中間報告以降の状況等》 ■中間報告時点で対応済みです。</p>
	<p>(2) 林第二自治会長</p> <p>■民生委員について、任期や役割等、何をやらなければいけないのか。お願いする方としても重点的にやってほしい活動など説明する必要があるため、明確にしてほしい。 また、80歳を上限に定年制度を設けてはどうか。</p>	<p>【市長】</p> <p>■民生委員の皆様におかれましては、意欲的にやっただいてくださる方も多く、定年制度を設けてしまうと、まだ民生委員として活動したいという方の気持ちを制限することにもなりかねませんので、定年制度が必要かよく検討しなければなりません。 また、民生委員の負担が大きいということも十分認識していますので、できるだけ負担が軽減できるような対策を考えていきます。</p>	<p>【福祉部】福祉総務課</p> <p>■12月1日に3年に一度の民生委員の一斉改選があり、283名の方が委嘱される運びとなりました。最高年齢は、相川地区で84歳の方となります。民生委員活動を行うに当たり、意欲的で元気な方もおられますので、年齢制限の必要性について今後検討したいと考えています。 また、今年の8月から10月の間に、民生委員負担軽減アンケート調査を実施したところであり、調査結果を今後の民生委員活動に反映し、少しでも活動しやすい環境づくりに努めていきます。 《中間報告以降の状況等》 ■年齢制限の必要性については、中間報告以降においても変更等はありません。 また、令和2年4月から厚木市民生委員・児童委員協議会内の企画部会にて、民生委員負担軽減アンケート結果を踏まえ、今後の民生委員活動の在り方等を調査研究をする予定となっています。</p>

意見1 自治会活動のネット化について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	<p><b>(1) 清源自治会長</b></p> <p>■今年から自治会長に就任したが、引継ぎの書類が28冊以上あった。自治会の会議の案内もはがきや封筒で送られ、その他の調整は全て電話対応となっている。</p> <p>フルタイム勤務の方及び市職員の事務の効率化を図るため、各自治会のホームページを作成したり、会議案内は全て電子メールにするなど自治会活動の電子化を進められないか。</p>	<p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■自治会活動のインターネット化については、市自治会連絡協議会でホームページを運用し、自治会加入の促進や自治会活動を支援しているほか、SNSを活用して情報発信を行っています。</p> <p>市内には216自治会ありますが、7自治会はホームページを作成して、活動報告や書式などの案内をしています。</p> <p>今後も、厚木市自治会連絡協議会と協議しながら、インターネットを活用した自治会活動の支援方法について検討していきたいと考えています。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■全て電子化になると、自治会員の中にはパソコンやスマートフォンを持っていない方もいることから、両方で申請ができる形をとっています。</p>	<p><b>【協働安全部】 市民協働推進課</b></p> <p>■自治会活動におけるインターネットの活用としては、厚木市自治会連絡協議会で、自治会加入の促進及び支援のため、厚木市自治会連絡協議会のホームページの運用、SNSを活用した情報発信を行っています。</p> <p>また、市では自治会活動を支援するための各種補助金等の申請書類等を市ホームページから取得できるように整えるなど、利便性の向上に努めていますが、今後も厚木市自治会連絡協議会と支援方法について協議していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(2) 田尻自治会長</b></p> <p>■昨年度、フリートークで提案した文書の管理番号化がいまだにされていないが、計画されているのか。</p>	<p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■文書の管理番号は、まだ対応していません。市全体の文書になるため、文書管理も含めて所管課と調整をしていきます。</p>	<p><b>【総務部】 行政総務課</b></p> <p>■現在、市では紙や電子など様々な媒体を通じて各種申請等を受け付け、電子決裁を基本としていますが、文書の中には紙文書による決裁をせざるを得ない場合もあります。そのため、収受した文書に自動付番し、文書の処理状況を管理するシステムの構築は困難な状況ですが、自治会長の皆様の負担軽減につながる文書の管理方法について、引き続き研究していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見2 荻野地区の将来像について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p><b>(1) 鷲尾1丁目自治会長</b></p> <p>■荻野地区の将来像が「豊かな自然に抱かれた健康・活力のあるまち荻野」となっている。荻野地区の主要な産業は農業だと思いが、農業従事者の高齢化が進んでいる。</p> <p>活力のあるまちにするためには、若者が住み、集まることであると考えているが、基幹となる産業の育成・土地活用をいかに進めていくのか、市の考え方を伺いたい。</p>	<p><b>【政策部長】</b></p> <p>■全国的に人口が減少していく中、本市では、人口減少を克服するため、厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点項目として「20歳代の定住促進と転出抑制」を位置付け、雇用の創出に向けた企業の誘致、将来を見据えた都市基盤の整備に取り組んでいます。</p> <p>また、産業では、既に新しい企業の操業が始まっている森の里東地区をはじめ、酒井地区、山際地区で区画整理事業を進めていきます。</p> <p>持続可能なまちとして、財源の確保と併せ、人口減少を抑制するために、産業の育成、企業誘致は市の責務です。現在、産業区画整理事業を展開していますが、雇用創出とともに、職住近接につながるよう本市の魅力を伝えていきます。</p> <p>今後につきましても、引き続き将来を見据え、産業拠点の形成に向けた取組を進め、策定に向けて進めている次期総合計画についても皆様の御意見を反映した施策を検討していきます。</p>	<p><b>【政策部】 企画政策課</b></p> <p>■次期総合計画については、市民検討会議や住民ワークショップなど、様々な市民協働により策定を進めているところですが、地区別計画の策定に当たっては、今後、意見交換会の開催などを通して、地域の皆様の御意見を伺いながら、検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p><b>【環境農政部】 農業政策課</b></p> <p>■農業に関する施策として、昨年3月に策定した「厚木市都市農業振興計画」の施策内容に、後継者の育成・支援や新規就農者への支援等を位置付けています。</p> <p>今後についても、本計画に基づき、地域の皆様の御意見を伺いながら、農業者やJA等の関係機関とともに農業施策を展開していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■市都市農業振興計画における荻野地区のアクションプラン検討会を、1月下旬に開催しました。</p> <p>皆様からいただいた御意見は、荻野地区における農業振興計画の中に反映できるよう検討していきます。</p>

意見3 荻野地区の活性化と移住者のための補助制度について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 田尻自治会長</p> <p>■現在、田尻地区には、下水道が引かれていないため、各戸ごとに合併浄化槽を利用している。新しく移住してくる人にとって、下水道が引かれていないと不便であるため、公共下水道の整備を進めてほしい。</p> <p>また、地区内には空き家が数軒ある。空き家解消のため、空き家を整備して新たに住んでくれた方に補助を出すとか、何年間は家賃を無料にするなど、移住者に対する補助は考えられないか。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■下水道については、市街化区域はほぼ完了していますので、今後は市街化調整区域で進めていく計画です。荻野地区については、まつかけ台入口から上荻野小学校周辺までを、令和3年から約10年くらいをめどに実施する計画になっています。</p> <p>また、空き家の利活用については、市の取組として、予防、解消、活用を考えています。予防については、講座等を開催しており、始めてから3年経ちますが約300人の方に参加していただいています。解消は、平成29年に市内老朽空き家の解体に50万円を補助する制度を始めています。平成29年から始まったこの制度は、平成29年が17件、平成30年で12件を補助しましたが、件数以上に多くの相談がきています。</p> <p>さらに、親世帯との同居、同居を応援する制度として、「親元近居・同居住宅取得等支援事業」を、平成30年から開始しています。同居は基本が60万円最大100万円の補助、近居は40万円が基本で最大80万円を補助しています。平成30年度は年間87人28世帯の方が制度を活用して厚木市に戻ってきています。</p> <p>最後に活用ですが、昭和56年以前に建てられた家屋を改修して住んでいただくと、最大90万円の補助を出す制度があります。</p> <p>市といたしましても、様々な補助制度を設け、空き家の解消に向けて取り組んでいます。</p>	<p>【都市整備部】下水道施設課</p> <p>■市街化調整区域における下水道の汚水処理整備については、国のマニュアルに基づき、下水道区域と合併浄化槽区域に分けて整備をしていきます。</p> <p>具体的な区域は、優先順位を設定し環境面の重要性や防災面の緊急性、そして整備の効率性を考慮し整備を進める区域を定めています。</p> <p>荻野地区については、令和3年度から令和12年度までの10年間で、まつかけ台入口から上荻野小学校周辺までの整備を予定しています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【まちづくり計画部】住宅課</p> <p>■親世帯と子世帯との近居・同居を誘導し、若年世代から高齢者までバランスの取れた人口構成と互いに支え合えるまちづくりを進めるため、市外から転入する子世帯に対し、住宅の取得費等の一部を補助する「親元近居・同居住宅取得等支援事業」を平成30年度から実施し、市内への定住・移住の促進を図っています。</p> <p>本年度の予定件数25件に対し、10月末現在で、既に24件が申請され、74人の方が本市に転入されました。さらに現在、20件を超える事前相談を受け付けている状況です。</p> <p>今後についても、当該事業をより多くの方に周知し、転入者の促進に努めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■12月末現在で、さらに4件の申請があり、11人の方が転入してきました。今後も、引き続き当該事業の周知に努め、転入増を図っていきます。</p>

意見4 旧荻野川の河川残地活用について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
公園整備関連	<p>(1) 宮郷自治会長</p> <p>■旧荻野川の河川残地を活用して、災害時の避難場所や公園として整備できないか。</p>	<p>【市長室長】</p> <p>■地区内に公園や避難場所を作ってほしいとの御意見ですが、荻野地区には、広域避難場所となっている荻野運動公園がありますが、一時避難場所となる公園の必要性については認識しています。</p> <p>公園の配置は厚木市緑の基本計画で定めていますが、計画では市街化区域を中心に、誘致距離半径250mの範囲で面的に整備し、近隣公園や地区公園についても、各地区（8地区）1箇所を偏りのないよう設置することを目標としています。</p> <p>公園用地を確保することは非常に難しい部分もありますので、無償借地により都市公園の整備促進を図るコミュニティパーク制度を活用するなど、地域の皆様から御意見を聞きながら検討していきたいと考えています。</p> <p>また、多くの自治会（自主防災隊）では、発災後、指定避難所等へ避難する際に地域における一時的な集合場所となる一時避難場所として、自治会館や公園、老人憩いの家、スポーツ広場などを指定しています。</p> <p>避難場所の確保については、市としても大変重要であると考えていますが、河川の近くや洪水浸水想定区域内などの災害が発生する恐れが高い場所を新たな避難場所として指定することは、立地条件などから適さないものと考えています。</p> <p>しかしながら、こうした場所を地区住民の交流の場として整備することについては、地域の皆様の御意見を伺いながら、公園緑地課と連携を図っていきます。</p>	<p>【都市整備部】公園緑地課</p> <p>■公園の配置計画については、厚木市緑の基本計画において、市街化区域を中心に、街区公園である身近な公園を、誘致距離半径250mの範囲で面的に整備するとともに、近隣公園や地区公園についても、各地区（8地区）1箇所を目標に偏りのないよう設置し、厚木市都市公園条例で定めている、市全域内に対して10㎡/人以上、市街化区域内に対して8㎡/人以上を目標としております。</p> <p>荻野地区には、広域避難場所となっている荻野運動公園がありますが、一時避難場所となる街区公園の必要性についても認識をしております。</p> <p>しかし、公園用地を確保することについては、非常に難しい部分もあり、都市公園の整備促進を図る一環として考案された、コミュニティパークという制度の無償借地による整備手法もありますので、地域の皆様から御意見を聞きながら、検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【市長室】危機管理課</p> <p>■市長室長の回答のとおり、旧荻野川の河川残地は河川の近くということもあり、氾濫の危険性等が考えられるため、避難場所には適さないと考えられます。</p> <p>地域において、避難場所として利用できるか検討するには、その場所が適しているかどうか確認しますので、担当部署まで御相談ください。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見5 横断歩道や停止線の路面標示について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 子中自治会長</p> <p>■国県市道を問わず、市内全域で横断歩道や停止線の白線が薄くなって見えにくくなっている。道路標示は鮮明でないと、悲惨な交通事故につながる可能性もあるため、早期の対応をお願いしたい。</p>	<p>【市長】</p> <p>■路面標示が薄くなっていることは、市全体の問題として捉えています。全国的にも同様の問題を抱えています。</p> <p>横断歩道や停止線については、県の公安委員会が所管となっているため、不鮮明な路面標示を市が引くと法令違反になってしまうため、引くことができません。</p> <p>そこで、県や公安委員会に強く要望したところ、多くの箇所で見直しを実現しました。</p> <p>しかしながら、まだ不鮮明な路面標示が多くあることは重々承知しております。まず、市でできることをやろうということで、注意看板の設置や、グリーンベルト舗装などで対応しました。</p> <p>今後についても、県の公安委員会に早急な対応を粘り強く要望していきます。</p> <p>【協働安全部長】</p> <p>■公安委員会が所管で厚木警察署が窓口となり、市の交通安全課から要望を出した件数は、昨年約1200件あります。県下だと、警察署は54署あり、第二交通機動隊、高速隊等を含めると、約5万件に上るのではないかと思います。</p> <p>横断歩道の車止めの工事に関しては、市が実施することができますが、横断歩道や停止線等は全て公安委員会が所管で警察が窓口となりますので、危険な箇所がありましたら、スマートフォン等で写真を撮って市へ情報を提供する「スマ報」を活用していただければ、厚木警察署に情報を提供します。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■引き続き、迅速な対応を関係機関に呼び掛けるとともに、市においても外出時のパトロール強化を行うなど、補修箇所の早期発見に努めていきます。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p>(2) 公所自治会長</p> <p>■通学路を変更しようと舂割自治会長と話をしているが、通学路の白線やグリーンベルトは市では引けないのか。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■路側帯については警察官立ち合いの元、市で引くことができます。路側帯の外側に引くグリーンベルトについても、市で引くことができます。</p> <p>また、通学路であれば「学童注意」や「この先狭い」などの文字を路面に標示することもできますので、御要望があれば道路維持課まで御連絡ください。</p>	<p>【道路部】道路維持課</p> <p>■通学路の変更について公所自治会長に確認したところ、これから小学校関係者と調整を行うとのことでしたので、調整後、要望書を提出していただき、路面標示等の対応を実施します。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見6 地域集会施設建設費等補助金について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	<p>(1) 田尻自治会長</p> <p>■当自治会は63世帯あり、25坪の自治会館を建設するため地域集会施設建設費等補助金を活用しようとしたが、建設資金の70%の補助金を市から出していただき、残りを63世帯で割るとかなり大きな負担となる。</p> <p>世帯が多い地区と少ない地区では1戸当たりの負担額が違いすぎるので、地域・規模に応じた補助金の額を考えてくれないか。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■地域集会施設は、用地面積や建物の延床面積など、自治会の規模に応じて大小変化してくるものと認識しています。市街地にある自治会は、規模が大きくても相応の土地を確保することは難しい状況であり、地価も高額になります。</p> <p>現在、市では、世帯数が多い少ないに関わらず、補助割合については一律となっています。地域によっては、資金面から複数の自治会と共有して自治会館を所有する形態をとるなど、維持管理の負担軽減を図っている自治会もあります。</p> <p>しかしながら、補助金全般について全体的な見直しが必要な時期が来ていると感じていますので、今後、見直しについて考えていきます。</p> <p>【市長】</p> <p>■以前、3つの自治会の真ん中に自治会館を建設し、それぞれの自治会で利用できないか提案したことがあります。各自治会に自治会館を作ることが大切ですが、自治会同士が協力し合い一つに集約して管理していく方が、将来的に不自由なく維持できるのではないかと考えられます。このような手法も、一つの解決策になるのではないのでしょうか。</p>	<p>【協働安全部】市民協働推進課</p> <p>■自治会の規模や立地条件などにより、各地区において様々な課題があると思いますが、課題解決のため工夫をしている地区もありますので、そのような地区の情報を共有していきたいと考えております。</p> <p>◀中間報告以降の状況等▶</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見1 自治会の在り方について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	<p>(1) 白山自治会長</p> <p>■高齢化等を理由に、自治会を退会する方が多く会員の減少と役員の受け手不足が大きな問題となっている。</p> <p>ある新聞には、「自治の原点ともいわれる自治会、高齢化で解散する自治会も出てきている、曲がり角にある自治会の在り方を考える」との記事があり、どこの自治体も自治会の維持に大変苦勞していることが分かった。</p> <p>少子高齢化と人口減少というのは、国全体で直面している課題であり、国や自治体でいろいろな対策を考えていると思う。</p> <p>今後の自治会の在り方について検討してほしい。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■本市の自治会は昭和36年に誕生し、昭和55年頃までは100%近くの世帯が加入していましたが、令和元年度は63.7%となり、加入率は毎年少しずつですが下がっています。</p> <p>しかし、1997年阪神淡路大震災、また2011年東日本大震災など、大きな震災が起きたとき、必ず次の年以降は自治会の加入率が上がっています。災害発生時には、日ごろの自治会員同士の交流によって顔見知りであることが安心感を生むとともに、それが共助にもつながります。何かあった時に力を合わせて、最大限の力を発揮するのは自治会だと思っています。</p> <p>また、高齢者においては、自治会役員を任命されることが大きな負担となり、そのことが脱退の原因となることもありますので、状況により役員を免除するなどの対応を取って頂きたいと思えます。</p> <p>【市長】</p> <p>■自治会が解散してしまうという事態は、住民自治の危機であると認識しています。市役所は自治体ですが、運営方法や物事の考え方は自治会と自治体は全く同じものだと思っています。</p> <p>現在、自治会を取り巻く様々な課題に対して、前向きに解決できる環境を作っていくことが、行政に与えられた責務ですので、一つ一つ課題を解決していきたいと考えています。</p>	<p>【協働安全部】市民協働推進課</p> <p>■自治会の加入状況については、市全体で63.7%となっており、加入率の減少は他の自治会でも問題となっております。</p> <p>自治会ごとに対応は異なりますが、「状況により役員を免除する」「自治会費を減額する」「イベントを近隣の自治会と合同で行う」などで対応している自治会もあります。</p> <p>しかしながら、加入状況の減少は自治会連絡協議会の中でも重要な課題となっている案件ですので、共に協議しながら課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p>(2) 白山自治会長</p> <p>■自治会に入っていることのメリットは自治会長マニュアルに記載されているが、ある市では自治会に入っていないと、ごみ集積所が使えないと聞いた。厚木市も具体的な違いができるように出来ないのか。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■人権の観点から差別をするのは難しいと考えますが、自治会に加入したことによるメリットについて、更に検討していきます。</p>	<p>【協働安全部】市民協働推進課</p> <p>■行政サービスは、市民の皆様に等しく提供されるものですので、差別化は難しいと考えます。</p> <p>しかしながら、自治会に加入するメリットのひとつに、災害発生時にお互いを助け合う「共助」があります。お互いに顔見知りであることは、いざという時の安心感につながります。</p> <p>今後、自治会連絡協議会の中で、自治会に加入することによる様々なメリットについて洗い出し、広く周知していきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見2 ごみ集積所の廃止とごみの戸別収集について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
環境 関連	<p><b>(1) 白山自治会長</b></p> <p>■ごみの戸別収集をやっている地域があると聞いたが、当地区に設置されているごみ集積所では、自治会に加入していない方がごみ出しのルールを守らないため、廃止してほしい。</p> <p>独自に作成したごみの出し方を記載したチラシや市作成のごみ出しに関する資料をアパート入居者に配布して啓発してきたが、全く守ってくれない。</p> <p>今の収集方法では解決できないので、戸別収集を検討してほしい。</p>	<p><b>【循環型社会推進担当部長】</b></p> <p>■ごみ集積所をめぐるトラブルについては、いろいろな方から話を伺っています。ごみ集積所を廃止するには、資源ごみからもえるごみ・もえないごみ全てを回収する完全戸別収集が必須となりますが、ごみ集積所による大きなトラブルはなくなると考えています。</p> <p>現在、1年間の試行期間でごみの戸別収集を実施していますが、皆様から頂いたアンケート調査などの結果を踏まえ、戸別収集の全市展開やごみの出し方の変更などについて検討していきます。</p> <p>なお、排出状況の悪い集積所の対策については、引き続き周知・啓発を実施し、地域の環境美化に努めていきます。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■ごみの戸別収集について、ごみを出すことが個々の責任になるので、分別をしっかり守るという意識が表れていると感じます。</p> <p>しかし、戸別に収集するには手間と時間が掛かることから、有料化という話も検討していく必要があると思います。</p> <p>実践するのは市民の皆様であり、答えは簡単ではないと思いますので、今後、実証実験の結果を十分に検証した上で決めていきたいと考えています。</p>	<p><b>【循環型社会推進担当】 環境事業課</b></p> <p>■市内3地区のモデル地区における10月末までの6箇月で、約15%ごみが減量していることから、戸別収集における一定の成果が出ています。</p> <p>御提案の完全戸別収集による集積所の廃止については、現在実施しているモデル地区でも、集積所にごみが排出されたり不法にごみが投棄されたりするなど、ルールを守らない人によるトラブルが少なからず残っています。</p> <p>このようなことを受け、現在モデル地区でアンケート調査を実施しており、皆様の御意見を踏まえつつ、全市に展開できるよう検討しております。</p> <p>なお、排出状況が悪いアパート等については、個別に対応しますので、担当部署まで御連絡ください。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(2) 小金原自治会長</b></p> <p>■新しく建てられたアパートにはごみ集積所が設置されているが、古いアパートには設置されていないため、自治会で使用のごみ集積所を利用しているところもある。入居者の出入りが激しいため、テレビや机、家具などを捨てていく方が多い。なぜ、新しいアパートには設置されて、古いアパートには設置されていないのか。</p>	<p><b>【循環型社会推進担当部長】</b></p> <p>■新しいアパートを建設する際、ごみ集積所を設置するようとの指導があります。</p> <p>もし、自治会の中で一般のごみ集積所を使っているアパートがあり、分離したいという希望があれば、環境事業課に御連絡いただければ、管理会社に連絡してアパート内に集積所をつくるよう依頼することができます。</p>	<p><b>【循環型社会推進担当】 環境事業課</b></p> <p>■当該自治会長と調整し、排出状況が悪い集積所については、まずは地域内で確認・把握した上で、来年3月までをめどに、自治会長と対策を講じてまいります。</p> <p>なお、集積所が設置されていない古いアパートにつきましては、まちづくり条例の説明をさせていただき、了解を得ております。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(3) 旗月見台自治会長</b></p> <p>■猿やカラスが多い地区なので、近い将来ごみの戸別収集が全市で始まるとなると、自分で網を用意しないとイケないのか。個人負担が増えると思うが、市としてはどう考えるか。</p>	<p><b>【循環型社会推進担当部長】</b></p> <p>■現在モデル地区としてやっていただいている3地区の皆様にも、蓋ができるボックスや網などを個人負担で用意していただいています。</p> <p>ごみを排出する責任という観点から、多少の経費はお願いして、ボックスや網などを準備していただきたいと思っております。</p> <p>モデル地区を始めた当初はカラスに荒らされていたという話もありましたが、数カ月経ちまして、各世帯できっちりと出していただいているので、現在は玄関先で荒らされている話はほとんど聞かない状況です。</p>	<p><b>【循環型社会推進担当】 環境事業課</b></p> <p>■戸別収集を全市展開する際、ごみの散乱を防ぐための網やボックス等は各世帯で対応していただくようお願いします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見3 防犯カメラの設置について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防犯 関連	<p><b>(1) 下古沢中分自治会長</b></p> <p>■2～3年前に下校途中の小学生が車で後ろから来た人に唾をかけられたという事件が発生したり、空き巣被害も報告されているため、防犯カメラの設置を要望している。下古沢児童館付近にも設置してほしいので要望したい。</p> <p>市街地の中には防犯カメラが設置されているが、防犯カメラはどのようにして見ることができるのか。</p>	<p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■防犯カメラについては、小・中学校36校の通学路に、36か所設置する予定です。その他には、自治会からの設置要望により、24台のカメラが設置されている状況です。</p> <p>また、カメラの閲覧方法については、USBで保存し警察からの要望があった場合のみ提供していますので、市が常時監視しているということはありません。</p>	<p><b>【協働安全部】 セーフコミュニティくらし安全課</b></p> <p>■小・中学校36校の通学路については、平成29年度から令和元年度の3年間で、36校全ての通学路に防犯カメラの設置が完了します。</p> <p>また、自治会が神奈川県補助制度を活用して設置する防犯カメラについては、平成28年度から令和元年度の4年間で、29台が設置される予定です。</p> <p>防犯カメラの閲覧については、協働安全部長の回答のとおりとなります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■自治会への補助制度について、令和2年度予算要求済みです。</p>

意見4 今後のごみの収集計画について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
環境 関連	<p>(1) 駒ヶ原自治会長</p> <p>■現在、ごみの戸別収集をモデル地区を指定して実施しているが、2021年度に策定する一般廃棄物処理基本計画では、ごみの戸別収集を始めるのか。それとも、モデル地区を増やして検証していく予定なのか。</p>	<p>【循環型社会推進担当部長】</p> <p>■次期一般廃棄物処理基本計画は、2021年から6年間、市のごみの収集や処理など総合的な方向性を定める計画になります。</p> <p>ごみの戸別収集については、モデル地区での排出状況やアンケート結果などを十分に検証した上で、方向性を決めていきたいと考えています。</p>	<p>【循環型社会推進担当】環境事業課</p> <p>■資源を含めたごみの収集方法につきましては、2021年を始期とする次期一般廃棄物処理基本計画の中で、方向性を定めます。</p> <p>なお、モデル地区の拡大については、現在のところ考えていません。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見5 通学路の安全対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・ 交通 関連	<p>(1) 日枝上自治会長</p> <p>■栗矢橋及びその周辺道路は、飯山小学校及び小鮎中学校の通学路として指定されているが、川沿いで裏道ということもあり、8時前後の時間帯になると通勤・通学に使う車が非常に多くなる。児童や生徒たちが道路を横断するときも、車が止まってくれないためかなり危険である。</p> <p>子どもたちが安心・安全に通行できる交通安全対策はできないか。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■市ができる交通安全対策の一つに、上流、下流両方向に「学童注意」などの路面標示を書くことや、歩道部分をグリーン色に舗装することに加えて、運転者が注意できるよう道路上を部分的に赤く塗ることができます。</p> <p>一度現地を確認し、その上で対応策を考えたいと思います。</p>	<p>【道路部】道路維持課</p> <p>■現地を確認し、舗装の打ち替えと路側線、グリーン舗装の引き直しと併せて、栗矢橋部分にカラー舗装（ペンガラ舗装）を設置しました。</p> <p>なお、「学童注意」等の路面標示については、今後の現地状況を確認した上、対応することを自治会長に説明し了解を得ています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見6 ごみ集積所への防犯カメラの設置について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防犯 関連	<p>(1) 日枝上自治会長</p> <p>■2か月前、地区内のごみ集積所に大きなタンスが2個捨てられた。おそらく車で持ってきて捨てていったと思われ、未だに放置されている。</p> <p>例えば、不法投棄が多いごみ集積所に防犯カメラを設置すれば、この様な不法投棄をする人や車を特定できるのではないかと。</p> <p>街全体の治安を守るという意味でも、防犯カメラが役立つのではないかと考えているので、必要な場所には積極的に防犯カメラを設置してほしい。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■市が単独で防犯カメラを設置するには、費用的な部分から難しいと思われれます。</p> <p>国が防犯カメラの設置が必要だということであれば、補助を出して設置を進めていくと思われれますので、国の動向を注視していきます。</p> <p>【市長】</p> <p>■ごみの分別が始まって10年以上が経ち、ようやく定着しているところですが、少し時間が経つと守れない人も出てきます。不法投棄されたタンスの件は、担当部署の方で対応します。</p>	<p>【協働安全部】セーフコミュニティくらし安全課</p> <p>■当課で所管している防犯カメラの設置に係る事業には、小・中学校通学路への防犯カメラ（見守りシステム）の設置及び、自治会が神奈川県補助制度を活用して設置する防犯カメラがあります。</p> <p>県による補助制度については、来年度以降も継続するか検討中との回答でしたので、市としても、補助が継続するよう強く要望しています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■自治会への補助制度について、令和2年度予算要求済みです。</p> <p>【循環型社会推進担当】環境事業課</p> <p>■不法投棄等が多い集積所については、簡易型の監視カメラを自治会に貸与し対応しています。</p> <p>不法投棄されたタンスについては、対応しました。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>

意見1 厚木秦野道路整備を見据えた街づくりについて			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 馬場・滝・深田・原自治会長</p> <p>■新東名高速道路伊勢原インターの開通を間近に控え工事が着々と進んでいるが、開通すると愛甲や玉川地区周辺の企業は厚木インターよりも伊勢原インターを利用するようになるのではないかと予想している。</p> <p>今後、清川村を始め、玉川地区が厚木市の観光地として活性化するのはと考えられるが、きれいな街並みを整備することが、地域活性化の一つになると考えられるため、電柱の地中化などのハード整備をお願いしたい。</p>	<p><b>【道路部長】</b></p> <p>■無電柱化については、安全で快適な通行区間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観形成の観点が考えられます。本市では、本厚木駅周辺の中心市街地における幹線道路の無電柱化がおおむね完了しています。</p> <p>一方で、近年の無電柱化事業は、占用事業者等との合意形成が図られない課題があるなど、事業化に時間を要しています。</p> <p>このような背景を踏まえ、国が無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化推進計画を定めた動きもあることから、地域の実情に応じた効率的な整備の推進、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ関係機関と調整を図りながら、無電柱化を進める必要があると考えています。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■全国には約3,600万本の電柱があり、毎年7万本ずつ増えています。電柱は良好な景観形成を阻害する以外にも、狭い道路を通る場合や、障がい者・高齢者の通行にも支障をきたしますので、無電柱化を積極的に進めたいと考えています。</p>	<p><b>【道路部】道路整備課</b></p> <p>■無電柱化は、中心市街地だけではなく、七沢地区や飯山地区など、主要な観光地における景観保持に有効な整備方法であると認識しています。</p> <p>今後については、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ、占用事業者や関係機関と調整を図りながら、地域の実情に応じて整備する手法を検討してまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見2 ごみの減量化・資源化推進交付金の分配について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	<p>(1) 久保屋敷・日向川一部自治会長</p> <p>■厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金について、分配金の還元率が少ない気がする。</p> <p>また、昔とは実情が変わってきているので戸数割にすべきではないか。</p>	<p><b>【循環型社会推進担当部長】</b></p> <p>■交付金は、平成21年度までは地区別資源分別回収事業（集団資源回収）として、自治会単位での資源の回収量に応じて、1キロ当たり5円を協力金として交付していたものです。</p> <p>平成21年10月に各集積所に出された資源を市が毎週収集する新システムが開始したことに伴い、平成22年度から「厚木市ごみ減量化・資源化新システム定着化推進交付金」に改め、平成27年度には、名称を「厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金」と改めるとともに、支払い実績額を基準にした係数の変更を行い、現在も家庭から排出されるごみ及び資源物における、ごみ減量・資源化に協力する自治会に対して交付しています。</p> <p>交付金の金額が昔から全然変わってないとの御意見ですが、交付金の根拠となる各自治会毎の係数を算出したところ、自治会によっては増減が出てくるところもあり各自治会の理解が得られにくいことから、交付金の金額の変更に至っていません。</p>	<p><b>【循環型社会推進担当】環境事業課</b></p> <p>■循環型社会推進担当部長の回答のとおりとなりますが、今後、交付金の金額を変更する必要性について研究するとともに、市自治連協議会にも相談していきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>



意見3 ごみの戸別収集のモデル事業について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
	<p>(1) 岩田・町屋・竹の内自治会長</p> <p>■ごみの戸別収集モデル地区として、小野地区で始まったが、すでに実施している他地区の状況も踏まえ、どのような課題と成果が出ているか。</p>	<p>【循環型社会推進担当部長】</p> <p>■ごみの戸別収集モデル事業については、5月から小野地区、金田地区、まつかげ台地区において実施しています。実施状況については、5月と6月の2か月で発生したごみの量を3地区で合計すると、前年と比べて約18%減少し、小野地区では約30%減少しました。ごみを自分の敷地内に出すということになり、排出者責任が明確になったことが、ごみの減少につながったのではないかと考えています。</p> <p>一方で、依然としてごみが集積所に排出されている箇所があり、地区における収集方法の徹底や地区外からの持ち込みが課題として挙がっています。それについては、市が当日または翌日に収集していますが、3箇月経ちますので、今後、ルールが守られていない集積所については、指導をしていく方針です。</p> <p>また、今までの集積所での回収に比べて戸別収集になると、作業員が徒歩で各戸から収集するため、集積所収集より2～3倍の時間を要しています。さらに、収集車が低速で走行することによる交通渋滞などの苦情も寄せられています。</p> <p>今後については、皆様から寄せられた課題をひとつずつ解決しながら、ごみの減量につながるよう努めていきます。</p>	<p>【循環型社会推進担当】環境事業課</p> <p>■6か月経過した10月末までの数値では、前年度比、3地区で約15%のごみ減量ができており、戸別収集による一定の成果が出ています。</p> <p>一方、集積所では、未だにもえるごみが排出されたり、不法投棄をされたりするなど、集積所に係るトラブルが残っています。</p> <p>今後につきましては、集積所で発生するトラブルの解消に努めるとともに、資源物を含めた戸別収集モデル地区の実施に向けて検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
<p>環境 関 連</p>	<p>(2) 岩田・町屋・竹の内自治会長</p> <p>■今後、ごみの有料化は考えているのか。</p>	<p>【市長】</p> <p>■12年前にごみの分別が始まりましたが、当時は分別を周知するのに大変苦労した記憶があります。</p> <p>ごみの戸別収集を市内全域に拡大していくとなると相当な経費が掛かることから、市民の皆様にご負担していただくことも含めて、十分な議論をしながら進めていく必要があります。</p> <p>【循環型社会推進担当部長】</p> <p>■戸別収集の説明会の最後にお話ししましたが、モデル地区の皆様を対象にアンケート調査を実施しますので、その結果を踏まえて、有料化について考えていきたいと思っております。</p>	<p>【循環型社会推進担当】環境事業課</p> <p>■12月に戸別収集モデル地区でのアンケートを予定しており、皆様のご意見を踏まえ、将来のより良い収集方法を検討してまいります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p>(3) 中屋・榎田・柗山自治会長</p> <p>■中屋・榎田・柗山自治会は130世帯で集積所が3箇所ある。その中でも収集状況が悪い集積所が2箇所あり、そのうちの1箇所は借家に外国籍の方が住んでいて、収集日以外にも平気でごみを捨てていくことがあった。環境事業課に連絡をして、集積所に外国語の表示をしたところ、だいぶきれいになった。</p> <p>もう1箇所は土・日曜に必ず生ごみがある。きれいに捨ててくれればまだいいが、夏場は臭くて片付ける方も触りたくないという状況である。月曜日の朝にごみを収集してもらっているが、できれば警備をお願いしたい。</p>	<p>【循環型社会推進担当部長】</p> <p>■玉川地区で特に問題がある集積所が4か所あることは把握しています。</p> <p>8月中にはルールを守るよう指導等を行ってきたいと考えています。</p> <p>【協働安全部長】</p> <p>■外国籍の方に対応するため、6か国語の戸別収集専用パンフレットを用意していますので、必要に応じて配布しています。</p> <p>また、資源とごみの正しい出し方のパンフレットも同じく6か国語で用意していますので、御連絡いただければ該当する住所にお届けします。</p>	<p>【循環型社会推進担当】環境事業課</p> <p>■小野地区自治連会長及び当該自治会長と調整し、8月中旬から下旬において、玉川地区区内で不適正な排出が見受けられる集積所の警備を4回実施しました。</p> <p>警備している間は、特に大きな問題はありませんでしたが、警備後も排出状況が改善されていなければ、定期的に職員が見回るなど、集積所の環境保持に努めていきます。</p> <p>また、日本語が分からない外国籍の方には専用のパンフレットを配布しますので、担当部署まで御連絡をお願いします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見4 七沢老人憩の家と七沢児童館の交換について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
公共施設整備	<p><b>(1) 観音谷戸自治会長</b></p> <p>■七沢老人憩いの家と七沢児童館は、建設当時は子どもと高齢者の数に応じた施設であった。</p> <p>しかし、近年増加した高齢者が利用する老人憩いの家は手狭となり、逆に少子化により児童館が広々している状況である。そこで両施設を交換して使用することは可能か。</p>	<p><b>【政策部長】</b></p> <p>■七沢老人憩いの家を児童館として利用するには、所管である厚生労働省が建物の広さは185.12平方メートル以上と定めていることから、本市においても児童館の設置に関する要綱により、建物の広さは185.12平方メートル以上必要であることを規定しています。</p> <p>要綱には、遊戯室や図書室、和室、その他児童の健全な育成に必要な設備を設けることが義務付けられています。</p> <p>七沢老人憩いの家については、延べ床面積が133.52平方メートルであり、事務室や図書室となる部屋がなく、厚木市立児童館の設置に関する要綱に適していないため、現状として、七沢老人憩いの家を児童館として利用することは難しい状況です。</p> <p>しかしながら、児童館、老人憩いの家、学校等の公共施設を、地域の実情に合わせて整備していく計画を、来年度策定する予定ですので、それぞれの施設が連携してどのような形で整備するのか、地域の皆様の声を聴きながら考えていきます。</p>	<p><b>【政策部】 行政経営課</b></p> <p>■本市の公共施設については、昭和50年代から平成初期にかけて集中的に整備をしたことから、今後、一斉に更新時期を迎えます。</p> <p>このような背景を踏まえ、児童館や老人憩いの家を始めとする公共施設の今後の方向性を定める計画を、令和2年度中の策定に向けて検討を進めています。</p> <p>なお、計画の策定に当たっては、市民の皆様から意見等を聴きながら策定していきたいと考えています。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■御提案の複合施設を計画に位置付けることができるかどうか、研究中のため、中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(2) 観音谷戸自治会長</b></p> <p>■市しあわせクラブ連合会が、児童館で会議等を開催しても問題はないのか。</p>	<p><b>【副市長】</b></p> <p>■児童館の指導員がいない時間帯に利用する場合には、鍵の開錠の問題はありますが、目的外利用申請を出せば利用は可能です。他にも、小学校の空き教室を目的外使用として使っている事例もありますが、使用に当たっては、学校や市の関係部署との調整の必要もありますので、御希望があれば御相談いただければと思います。</p>	<p><b>【こども未来部】 青少年課</b></p> <p>■児童館の目的外利用については、8時から22時までの時間で御利用できます。</p> <p>手続については、児童館で予約簿を確認していただき、空いている時間に予約をしていただいた上で、申請書を児童館に提出していただきます。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>

意見5 鳥獣被害について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
環境関連	<p><b>(1) 久保屋敷・日向川一部自治会長</b></p> <p>■近年、猿は全頭捕獲により見なくなったが、鹿は群れで目撃することが多くある。</p> <p>鹿がいることを連絡するとすぐに撃ち殺されてしまうため、保護してどこかに連れて行って放すことはできないのか。</p>	<p><b>【環境農政部長】</b></p> <p>■市では年間、鹿約150頭、猪約50頭を捕獲しています。鹿の駆除については、防護柵を超えて人里に入ってくると、農作物に深刻な被害をもたらしますので、御意見の通り処置をしています。</p> <p>猿はいなくなりましたが、鹿と猪による被害が増えてきているため、頭数を減らしてほしいという要望が市に多く寄せられています。保護して山に戻したらどうかという御意見ですが、神奈川県では、専門の鳥獣センターが設立されていることから、今後、県と保護について検討します。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■今から12年前、玉川・荻野・小鮎地区で鹿による被害が多くあり、対策を講じてほしいとの皆様の要望に応えるため、市独自で約25キロメートルの防護柵を設置しました。</p> <p>鹿を市街地へ入れないことは、ヤマビルの対策にもつながります。観光客がヤマビルに吸血され血だらけになったという話も聞いたことがあります。</p> <p>本市の鳥獣対策は、鹿や猪による農作物の被害等の減少やヤマビル対策のため進めています。御意見をしっかりと受け止め、人間と野生動物が共存できる鳥獣対策を検討していきます。</p>	<p><b>【環境農政部】 農業政策課</b></p> <p>■二ホンジカの捕獲に関して、「神奈川県二ホンジカ管理事業実施計画」には、人間と野生動物が共存できる環境を整備するという内容が盛り込まれています。</p> <p>現在、県によれば、丹沢山系には約4～5千頭のシカが生息しているものと推測され、過去5年のシカの頭数について大きな変化はないとのこと。</p> <p>本市としても、農作物被害の軽減を目的に、農地周辺でシカの捕獲を実施していますが、山地におけるシカの生息密度を低減するための個体数調整も必要であると考えています。</p> <p>今後についても、人間と野生動物が共存できる環境の整備に向けて取り組んでいきますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>≪中間報告以降の状況等≫</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見6 過疎化に伴う空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 久保屋敷・日向川一部自治会長</p> <p>■玉川地区の中でも一番北の地域では、子どもが親の家を継いで住んでいるのが約半分しかおらず、子どもが少ないため小学校の登校班がなくなってしまった。市内には人口が増えているところもあると思うが、明らかに過疎化が進行し、今後10年で3分の1以上は空き家になるのではと危惧している。七沢温泉の活性化が解決になるか分からないが、過疎化対策を考えてほしい。</p>	<p>【政策部長】</p> <p>■市としては、人口が減少する中で定住促進という人口を確保するための政策を掲げています。人を多く呼び込むため、都心からの利便性の良さや子育て環境の良さ、都市と自然の調和等を本市の主な魅力としてPRしています。</p> <p>市では2021年度から「第10次厚木市総合計画」が始まります。現在、計画の策定に向けて準備を進めているところですが、それぞれの地域にどのような魅力があり、厚木市に住みたいと考えている方がどのようなライフスタイルを希望しているのか等をよく調査し、地域の皆様から御意見を伺いながら進めていきたいと考えています。</p>	<p>【政策部】企画政策課</p> <p>■本市では、人口の将来展望を実現するため、厚木市まち・ひと・しごと総合戦略を平成28年3月に策定し、将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展を目指して様々な施策を実施しています。</p> <p>また、次期総合計画については、市民検討会議や住民ワークショップなど、市民協働により策定を進めていますが、地区別計画の策定に当たっては、今後、意見交換会の開催などを通して、地域の皆様の御意見を伺いながら、検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見1 民生委員の仕事の見直し、改選方法等について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
福祉・医療・健康	<p>(1) 戸室小田急住宅自治会長</p> <p>■民生委員一斉改選に伴い、4月に自治会長に選出依頼があった。地域が高齢化していく中、定年退職後も就業する人が増加し、次期委員の選出に大変苦労した。国の制度ではあるが、このままでは選出ができなくなるのではないかと。</p> <p>民生委員の仕事内容や選出の方法などを見直しをしてほしい。また、民生委員は自治会から選ばなくては行けないのか。</p>	<p>【福祉部長】</p> <p>■民生委員の候補者の選出に当たっては、3年に1度の改選時期で候補者選出に苦慮されている実情も認識していますし、御尽力に感謝しています。</p> <p>市全体の民生委員の選出状況は、定数303人で内訳は、退任予定115人、再任予定118人、新任予定90人となっています。合計278人の方が決まっています。25人がまだ決まっていない状況です。3年前の同時期でも、約30人が決まっていなかった状況でしたが、現在の欠員数は1名で、ほぼ定数という状況です。</p> <p>民生委員の選出方法については、自治会長だけに負担が掛からないよう、従来の選出方法から少し変更しました。担当課の職員が各地区に伺い、事前打ち合わせ会を開催し、自治会連絡協議会、民生委員・児童委員協議会の代表、民生委員推薦会委員、公民館長の皆様及び地区市民センター長で連携・協力して候補者を選出するよう改めています。</p> <p>しかしながら依然として、自治会長に負担が掛かっているという御意見もいただいていますので、3年後の改選に向けて、より負担が掛からない方法を検討する必要があると考えています。</p> <p>他市においては、事前打ち合わせ会だけでなく、地区民生委員推薦協力会という組織を作り、自治会と協力して選出に当たることで、特定の方に負担が掛からないようにしているところもあります。</p> <p>また、選出に苦慮されている要因の一つに、民生委員に求められている役割の多様化と、活動量の増加などが挙げられます。</p> <p>今後については、民生委員の皆様アンケート調査を実施し、具体的にどのような点が負担となっているのか把握し、少しでも負担が軽減できるよう取り組んでいきます。</p>	<p>【福祉部】福祉総務課</p> <p>■民生委員・児童委員は、12月1日付で283人の方が厚生労働大臣等から委嘱を受け、南毛利地区については、定数45名のうち44名が委嘱され、欠員は1名となっております。</p> <p>民生委員の選出に当たっては、今回から自治会長を始め自治連会長、民生委員児童委員協議会会長、民生委員推薦会委員、公民館長の皆様及び地区市民センター所長が連携・協力して選出する方法に変更しましたが、第一線で候補者選出にあたる自治会長への負担は大変大きいものであると認識しています。</p> <p>今後については、選出に当たった自治会長を始めとする多くの皆様から伺った意見や課題等をしっかりと整理し、次回の選出の際には少しでも負担が軽減できるような対応策を検討していきます。</p> <p>また、民生委員を対象に、具体的にどのような点が負担となっているのか、8月から10月にかけてアンケート調査を実施しました。</p> <p>アンケートの調査結果を十分に踏まえ、少しでも活動しやすい環境づくりに取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■南毛利地区の民生委員・児童委員の委嘱状況ですが、自治会長始め地区の関係者の皆様の御協力により、令和2年2月1日付委嘱をもって当地区における欠員は解消されました。</p> <p>令和2年4月から厚木市民生委員・児童委員協議会内の企画部会にて、民生委員負担軽減アンケート結果を踏まえ、今後の民生委員活動の在り方等を調査研究をしていく予定です。</p>

意見2 高齢ドライバーの加害事故対策について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p><b>(1) 愛名第2自治会長</b></p> <p>■高齢ドライバーの事故は、加害者、被害者双方に大きな問題となるが、郊外は交通の便が悪く、移動は車に依存せざるを得ない。70歳を過ぎると、免許更新の際には、高齢者講習や運転実技の講習があり、75歳を過ぎると、認知症の検査もある。運転が不安になることもあるが、講習を受けるのにも費用がかかる。</p> <p>講習をきっかけに、自分の判断能力や運転技術を把握し、運転を気をつけようという気持ちになると思うので、市で講習を受ける費用の補助はできないか。</p> <p>また、自動ブレーキ装置の後付け補助や、免許返納後の交通手段として検討していることはあるか。</p>	<p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■高齢者の運転再講習については、厚木警察署、厚木中央自動車学校と連携し、年に1回無料で、高齢ドライバーの方を対象にしたドライビングスクールを行っています。</p> <p>今年度についても7月に開催し、今後も毎年実施する予定ですので、是非活用していただきたいと思えます。</p> <p>また、東京都では、7月31日から自動ブレーキ装置の後付けに対し、費用の約9割最高10万円の補助を始めています。</p> <p>市としても、誤発進・急発進による事故をどのように防げるか、補助制度を含め調査・研究していきたいと考えています。</p> <p><b>【まちづくり計画部長】</b></p> <p>■免許返納後の交通手段として、昨年度からコミュニティ交通の実証実験を始めました。地域の方の高齢化が進み、買い物に行くのも困難であるとの要望があった、鳶尾地区、まつかげ台、みはるの地区の2ルートでバスを運行し、6週間で約千人の地域住民が利用しました。利用した方のほとんどは、買い物に行くためという理由でした。</p> <p>コミュニティバスには様々な種類がありますが、地域の皆様の御意見を伺いながら、ニーズに合った運行方法を検討していきます。</p> <p>また、昨年度は無料で実施しましたが、本年度は、有料で運行し、そこで皆様にどれほど利用していただけるか、採算性や運行間隔などを検討していきたいと考えています。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■厚木警察署管内では、免許返納する方が増加傾向にあり、免許返納後の移動手段の確保は重要な課題として捉えています。この問題を解決する取組の一つとして、現在コミュニティ交通の社会実験をやっています。近隣の市でもコミュニティ交通をすでに運行していますが、運営費等を維持していくのが難しいとの声を聞きました。</p> <p>市では、このサービスは継続が難しいのではないかと考え、地域の状況を十分に把握し、実態に即したサービスを展開していくことが大事であると考えています。</p>	<p><b>【協働安全部】交通安全課</b></p> <p>■免許更新時の高齢者講習に係る費用の補助については、現在のところ予定していませんが、厚木中央自動車学校では自身の運転技術の再確認ができる無料のシルバードライビングスクールを実施していますので、御利用いただければと考えています。</p> <p>また、ペダル踏み間違い防止装置の設置補助ですが、現在、補助制度について調査・研究を進めています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■ペダル踏み間違い防止装置の補助については、国において令和元年度補正予算で対応することが決定しました。</p> <p><b>【まちづくり計画部】都市計画課</b></p> <p>■コミュニティ交通の実証実験については、昨年度に鳶尾地区とまつかげ台・みはる野地区の2ルートで実施しましたが、結果を踏まえた上で、更に住民の皆様のニーズに合った運行方法を検証するため、11月から同地区で有償による実証運行を行っています。</p> <p>また、地域住民の日常生活に必要な移動手段の確保については、地域の特性に適合したものであることが必要であり、そのためには地域自らが生活交通確保について積極的に取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>なお、地域でこのような取組を検討される場合は、市も一緒になって協力しながら考えていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■移動手段の確保策については、現在取り組んでいるコミュニティ交通の実証実験の結果を踏まえ、引き続き検討していきます。</p>

意見3 駅周辺の商業施設等について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 戸室2丁目自治会長</p> <p>■平成元年頃には大型デパートなどがあり、駅周辺には多くの人が集まって賑やかだった。</p> <p>しかし、現在は次々に撤退し、マンションだらけの街になっている。税収を確保するためにも、どんな考えを持って、まちづくりを進めていくのか、厚木市の構想について伺いたい。</p>	<p><b>【政策部長】</b></p> <p>■少子高齢化により、人口が減っていく大きな流れには逆らえないと考えていますが、国が算出している人口推計を少しでも上回るように努力しています。</p> <p>人口の推移を10年前の7月と比較してみると、市全体では人口が減少していますが、南毛利地区は人口が増加しています。</p> <p>高齢化を進展させている要因として、子どもの世代が転出し、親世代のみ住んでいる方が多いことが挙げられることから、若い世代を中心に定住を促進する政策を展開しているところです。特に20歳代をターゲットに転出する数を抑えていこうと努めています。</p> <p>本市が持続可能な税収を確保していくためには、多くの方に住んでいただいて税収を確保することが大切です。厚木市に定住する人を増やすためには、働く場所が必要になりますので、企業誘致や産業用地の創出を進めています。特に、森の里東地区は、半世紀ぶりの産業系の区画整理事業により、A・B・C工区と工事を進め、A工区では既に企業が操業を開始しています。全ての工事が完了すると、約2700人の従業員が増えると推計しています。酒井や山際地区でも区画整理を進めていますが、今後約5000人の雇用創出があるのではと考えています。全ての従業員が市内に住むことは難しいと思いますが、市の定住促進につながるような施策を今後検討していきます。</p> <p>また、厚木市には、東西南北に走る高速道路の中心地であり、インターチェンジも市内に4つあり、地の利が良いところが特長であると思います。駅周辺の商業施設が寂しいという御意見ですが、厚木市には他市にはない強みも多くありますので、財政基盤をしっかりと維持しながら、新たな総合計画の策定に取り組んでいきます。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■街には、ベッドタウンで繁栄する街、商業で発展する街など、いろいろな形があると思います。その昔厚木市は歓楽街として発展してきました。</p> <p>大型デパートが撤退してから、長い間フェンスに囲まれて放置され、中心市街地の活性化と新たなにぎわいの創出を目的に市が買い取り、アミューあつぎとしてオープンしてから5年が経過しました。</p> <p>あつぎ市民交流プラザには、学生から高齢者まで、毎日多くの方が生涯学習の場として利用されています。また、子育て支援センターは、子育て世代に大変好評を得ている施設で、市内外から多くの親子連れが来場しています。</p> <p>私の目指す厚木の将来像は「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」です。市民の皆様と力を合わせて、元気なあつぎをつくっていきたいと思います。</p>	<p><b>【政策部】 企画政策課</b></p> <p>■本市の将来都市像である「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」実現に向け、本市の特性である交通アクセスの優位性をいかし、高規格幹線道路等の整備に伴って生じる開発需要を的確にとらえ、産業の集積を進めるとともに、中心市街地の活性化を図っていきます。</p> <p>また、次期総合計画については、市民検討会議や住民ワークショップなど、様々な市民協働により策定を進めているところですが、地区別計画の策定に当たっては、今後、意見交換会の開催などを通して、地域の皆様の御意見を伺いながら、検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見4 避難所の備蓄資材について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防災関連	<p><b>(1) 下長谷自治会長</b></p> <p>■災害時には物流が寸断されることを想定して、災害積立金を使って備蓄を進めているが、パソコンやスマートフォンも今や生活必需品となり、避難所で求められる備蓄資材も変化してきていると感じている。</p> <p>停電すると電源の確保が不可欠であると考えられるが、避難所での電源の確保策を伺いたい。</p>	<p><b>【市長室長】</b></p> <p>■災害時における避難所の電力確保は、非常に重要であると認識しています。</p> <p>そこで本年度、指定避難所となっている小・中学校の体育館に非常用電源設備の整備を進めています。</p> <p>今後については、指定緊急避難場所となる公民館等においても、停電時における電力確保策について検討していきたいと考えています。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■皆様に防災の話をする際、地震は必ず来ますと伝えていきます。自治会で積立てをして、災害時への備えを進めることはとても大事なことだと思います。大地震が起きたら、まずは自分の身を守る行動を取っていただき、ともに助け合っていく共助が重要になります。広範囲にわたって災害が発生したときは、行政の支援活動にも限界がありますので、自主防災隊による主体的な取組が、減災につながっていくと考えています。</p>	<p><b>【市長室】 危機管理課</b></p> <p>■災害発生時の停電への備えは大変重要であるため、現在、指定避難所に指定している小・中学校の体育館に非常用電源設備の整備を進めています。</p> <p>更に、本年度、日産自動車と災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定を締結するなど、災害対策の強化に努めています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p><b>(2) 下長谷自治会長</b></p> <p>■個人の理由により、避難場所へ避難していない人への対応について、避難物資を配布する等の計画はあるのか。</p>	<p><b>【市長】</b></p> <p>■災害時に個人宅へ避難物資を持っていくことは、人的な問題から難しいと考えられますが、避難場所まで取りに来ていただければ渡すことはできます。</p>	<p><b>【市長室】 危機管理課</b></p> <p>■昨年度、新たな避難所運営マニュアルの作成を各避難所運営委員会に依頼しており、その中で在宅避難者等への対応についての検討もお願いしています。</p> <p>在宅避難者等の物資については、各避難所からの要請に基づき配布しますが、避難所での受け取りが困難な方がいる場合には、自治会ごとに取りに来てもらうなど、地域での助け合い等をお願いしています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見1 新東名厚木南ICの開通と国道129号戸田交差点周辺の渋滞対策等について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
	<p>(1) 下津古久自治会長</p> <p>■新東名の厚木南インターチェンジの開通や国道129号の戸田交差点のアンダーパス化などの道路整備により、周辺道路へ様々な影響が出ている。</p> <p>相模川より東方面への新東名の計画と、戸田交差点より東側の県道22号線の道路整備の状況について伺いたい。</p>	<p>【市長】</p> <p>■東京方面のアクセスについての必要性は十分に認識していますが、新東名の相模川から東方面については、現在のところ新たな計画は伺っていません。</p> <p>新東名を東京方面に延伸するには、現状の交通量を考慮すると、倍くらいの車線がないと渋滞緩和等に効果がないのではないと思っています。このことは、国交省の大臣含めて幹部にも伝えていますが、今のところ動きは見られない状況です。</p> <p>【道路部長】</p> <p>■県道22号の戸田交差点から東側については、戸田から海老名市の門沢橋の区間が、「かながわのみちづくり計画」の中で、事業化検討箇所に位置付けられ、平成31年3月に神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、相模川左岸部の道路拡幅に向けた都市計画決定がされています。</p> <p>区間は、用田橋交差点から東河原交差点までの2.1キロメートルで、現行の2車線道路を4車線化する計画です。拡幅されると、将来的には渋滞がかなり解消されるのではないかと期待しています。</p> <p>平成28年6月に事業説明会が開催され、上戸田交差点から戸沢橋西交差点までの210mの区間において、歩道を整備中と伺っています。川側140mについてはすでに整備済みで、残り50mについては現在用地交渉中です。南側の整備については、まだ計画段階であり整備の時期等は未定とのことです。</p>	<p>【道路部】道路管理課国道調整担当</p> <p>■現在、令和5年度の開通を目指して新東名伊勢原ジャンクションから御殿場間の工事が進んでいます。</p> <p>厚木南以東から東京に至るまでの区間につきましては、新東名高速道路の着実な進捗を踏まえつつ、今後、国において検討されるものと考えています。</p> <p>戸田交差点から東側の県道22号につきましては、「かながわのみちづくり計画」において、平成31年に相模川左岸部に、道路拡幅の都市計画決定がされ、4車線化の道路事業が実施される予定です。4車線化で供用されると渋滞が大幅に減少する効果が期待できます。</p> <p>また、この都市計画決定事業のほか、本市区域では、平成28年から上戸田交差点から戸沢橋西交差点までの区間の歩道整備（北側部のみ）が進んでおり、早期整備を要請してまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p>(2) 下津古久自治会長</p> <p>■県道22号線を伊勢原方面から戸田交差点に向かい左折する車両の増加により渋滞が起きている。渋滞解消に向けた対策はないのか。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■伊勢原方面から戸田交差点に進むと、左折、直進、右折の各レーンが設けられていますが、直進する車が多いため右左折レーンまで進めないことが、渋滞の原因となっています。</p> <p>県では、相模川左岸部の県道の拡幅工事が完了すると、直進する車もスムーズに流れるのではないかと予測しています。</p> <p>また、左折レーンを延長することで車両の通行が円滑になると思われますので、県に左折レーンを延長するよう要望してまいります。</p>	<p>【道路部】道路管理課国道調整担当</p> <p>■この交差点の混雑の主たる要因は、直進する車両が多く、右左折レーンまで進めないことであると県でも認識しています。</p> <p>現在、都市計画決定された相模川左岸部の整備に期待するとともに、残る本市内区間の拡幅等を要請してまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
	<p>(3) 下津古久自治会長</p> <p>■戸田交差点から長沼交差点までの間で、長時間停車するトラックの排ガスや運転手の出すごみなどで困っている。対策としてトラックステーションなどを検討してほしい。</p>	<p>【市長】</p> <p>■トラックの長時間停車は、長年の課題となっており、主に、物流のトラックが時間調整のため停車しています。</p> <p>市では、駐車しているドライバーへの呼び掛けやチラシ配布等を実施していますが、一時的に効果はあるものの、すぐに元の状態に戻ってしまいます。</p> <p>引き続き、道路管理者である県や警察と連携して対策を検討していきます。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■引き続き、警察に取締りやドライバーへの呼びかけを要望しました。</p> <p>また、警察とともに、一般社団法人神奈川県トラック協会に路上駐車を控えていただくよう会員に周知願う旨要望しました。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>



交通  
関連

<p>(4) 下津古久自治会長</p> <p>■新東名の側道や付替え道路の整備により、車両の流れが変わり生活道路への流入が増えたため、優先道路や一時停止、時間帯侵入禁止を新たにしてほしい。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■一時停止や時間指定による指定方向外進行禁止など道路交通法に関する規制については、県公安委員会が所管となり厚木警察署が窓口となります。</p> <p>一時停止については、交差点通行の優先順位を明確にし、交通事故の未然防止、危険防止の措置を徹底させ、交差点及びその付近における交通の安全と円滑を図るため設置しています。交差点の幅員や交通量等から優先関係を判断し、広い道路と狭い道路の場合は狭い道路に、幅員が同じ場合は交通量の少ない道路などのように、一時停止を設けています。</p> <p>また、指定方向外進行禁止については、交差点において特定方向以外の方向へ進行を禁止することにより、交通の安全と円滑を図っています。</p> <p>本規制を設けることで、右左折等を禁止された車両が他の交差点において集中するなど、周辺に新たな交通障害が生じることがないように設定するとともに、通学時間帯など時間を指定して規制することで、生活道路への車両の進入を制限し、交通の安全と円滑を図っています。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■厚木警察署に、御提案の内容を伝えました。今後については、地域住民の生活に支障をきたさないよう、厚木警察署と協力して考えていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
<p>(5) 下津古久自治会長</p> <p>■国道129号上落合入口信号を時差式信号から矢印信号へ変更してほしい。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■信号機の改良など、道路交通法に関することは県公安委員会が所管し、厚木警察署が窓口となります。</p> <p>当該交差点は、現在、時差式信号のため、交差点を直進する車両も右折車両が右折する間進行することができますが、当該信号を改良した場合、右折矢印信号の点灯時は直進車両も停車しなければならず、また、右折待機車両の有無にかかわらず右折矢印信号の表示がされるため、右折待機車両が少ない時間帯の直進車両においても停車することとなり、国道の円滑な進行が妨げられます。</p> <p>当該交差点は、国道と市道からなる交差点であり、国道の円滑な交通を確保しなければならないことから矢印信号への変更は困難であると考えています。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■協働安全部長回答のとおりとなりますが、現場を確認した上で、再度、厚木警察署に地域住民の要望として御提案の内容を伝えました。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>
<p>(6) 下津古久自治会長</p> <p>■酒井土地区画整理区域内の都市計画道路がどのように整備されるのか伺いたい。</p>	<p>【市街地整備担当部長】</p> <p>■酒井下津古久線については、現状の道路は、約9m程度の歩道も狭い道路となっておりますが、都市計画道路に位置付け、酒井土地区画整理事業の中で、北側一方後退により道路幅員16mに拡幅する予定としています。また、事業に合わせて、信号の位置も変更になります。</p>	<p>【都市整備部】まちづくり推進課</p> <p>■土地区画整理事業に伴い整備する地区内の都市計画道路は、酒井下津古久線と酒井長谷線の2路線ですが、酒井下津古久線については、市街地整備担当部長の回答のとおりとなります。</p> <p>また、酒井長谷線については、幅員16mで一部既存道路を拡幅し、地区の南端中央部から東端北部までを整備する計画です。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■令和元年9月13日に、市が厚木市酒井土地区画整理組合の設立を認可し、土地区画整理事業が開始されました。</p> <p>今後については、組合が地区内に都市計画道路酒井下津古久線と酒井長谷線の2路線を整備する計画です。</p> <p>また、10月24日に開催された相川地区自治会連絡協議会において、組合の設立認可を報告しています。</p>

意見2 戸田交差点のアンダーパス化による影響			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 厚木リバーサイド自治会長</p> <p>■戸田交差点のアンダーパス化によって通学路である歩道橋が風の通り道となり、歩道橋を渡る子どもの帽子が飛ばされるなどしているため、何か対策をしてほしい。</p>	<p>【市長】</p> <p>■本来、当該箇所の歩道橋は防風柵の設置を予定していなかったことから、防風柵を設置すると構造的に強度不足となってしまう可能性もあります。道路管理者にこのことを伝えるとともに、通学路の安全確保に努めていきます。</p>	<p>【道路部】道路管理課国県道調整担当</p> <p>■歩道橋の管理者である神奈川県と現地を確認した結果、防風柵の設置は構造的に困難であるとの見解でしたが、子どもたちの安全確保のため、防風柵の設置以外の対策を県と協議していきます。          ≪中間報告以降の状況等≫          ■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【学校教育部】学務課</p> <p>■該当箇所については、担当部署へ対応を依頼していますが、引き続き、関連部署と連携して児童・生徒の通学の安全確保を図るため対策を検討します。          ≪中間報告以降の状況等≫          ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見3 農業後継者不足による地域将来に向けた農用地の用途変更や市街化などの可能性について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 長沼自治会長</p> <p>■農用地の多い長沼地区では、農業者の高齢化や後継者不足により、農地の維持が困難になってきている。          今後、地域の将来に向けて、農用地の用途変更を伴う開発行為や一部地域の市街化などの可能性、それらを見据えた取組について、地区住民の増加や地域づくりに繋げる考え方や方法などを、メリットやデメリットを含めて伺いたい。</p>	<p>【環境農政部長・まちづくり計画部長】</p> <p>■農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて運用することになります。          開発に当たって、道路整備や市街化区域への編入を目的とする土地区画整理事業等、公益性が高いと認められる事業を実施する場合は、農用地区域からの除外が認められており、除外に当たっては、県の同意が必要になります。          当該地区の土地利用計画については、本市の総合計画や都市マスタープラン等により推進しております。今後は、昨年3月に策定した都市農業振興計画におけるアクションプランや農業振興地域整備計画と調和を図り、地域の皆様や農業関係団体の皆様のご意見を伺いながら進めていきます。          また、都市計画法において、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域となっています。また、農用地については、総合的に農業の振興を図る土地として指定されています。          農用地の用途変更を伴う開発行為については、非常に難しく、また、市街化区域の編入の可能性については、農業振興施策との整合性を図るとともに、全市的な土地利用のバランスに配慮する必要があります。          なお、他地区におきましても農業者の後継者不足や高齢化などから、地権者等により農業と土地利用について、継続して研究している地域もございます。</p> <p>【政策部長】</p> <p>■市全体の計画である総合計画は、現在、次の計画を作っているところです。12年前の計画では、相川地区の将来像は「厚木の新たな玄関口となる南部産業拠点形成するまち 相川」となっています。          当地区は、この12年間で交通関係をはじめ最も変化してきた地区であります。今後12年先までの計画を作るに当たり、市全体の中でどのような地区としていくかという視点もありますが、そこに住んでいる方が将来的にどのような街を望んでいるか、地域の皆様の御意見を伺った上で、計画に盛り込んでいきたいと考えています。</p>	<p>【まちづくり計画部】都市計画課</p> <p>■都市計画法において、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域となっています。また、農用地については、総合的に農業の振興を図る土地として指定されています。          このようなことから、農用地の用途変更を伴う開発行為については、非常に難しく、また、市街化区域の編入の可能性については、農業振興施策との整合性を図るとともに、全市的な土地利用のバランスに配慮する必要があります。          今後については、現在、策定を進めている都市マスタープラン等の作成に併せて、当該地区を含む市街化調整区域の土地利用の方向性を検討したいと考えています。          ≪中間報告以降の状況等≫          ■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【環境農政部】農業政策課</p> <p>■平成30年3月に策定した厚木市都市農業振興計画におけるアクションプラン策定に係る当該地区の検討会（平成31年1月）の中で、地域の農業関係者の方から、今後も一層農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加を懸念する話を伺っています。          このことから、引き続き、都市農業支援センター等と連携を図り、新たな担い手の確保として農業後継者や新規就農者の支援に努めるとともに、担い手への農地の利用集積を促進していきます。          なお、当該地区の農地については、大部分が農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）に基づく農用地区域であり、また、現在事業実施中である県営かんがい排水事業の受益地となっていることから、都市的な土地利用を図っていくためには、農振法と土地改良法に基づく協議や調整が必要となります。          ≪中間報告以降の状況等≫          ■市都市農業振興計画における相川地区のアクションプラン検討会を、2月中旬に開催する予定です。          その中で、皆様からの御意見を伺い、相川地区の農業の方向性について検討していきます。</p> <p>【政策部】企画政策課</p> <p>■次期総合計画については、市民検討会議や住民ワークショップなど、様々な市民協働により策定を進めているところですが、地区別計画の策定に当たっては、今後、意見交換会の開催などを通して、地域の皆様の意見を伺いながら、検討していきます。          ≪中間報告以降の状況等≫          ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見4 増加する外国人居住者の生活習慣やモラル、自治会事業への参加について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
自治会活動関連	<p>(1) 上落合自治会長</p> <p>■近年、周辺企業の外国人雇用の増加により、上落合地区も外国人住居者が増加している状況の中、「ごみの分別や収集日を守らない」、「週末に居住者宅が集まり多人数で夜遅くまで談笑している」などの、生活習慣やモラルの違い等が問題となっている。</p> <p>言葉が通じないなどの理由により、自治会に未加入のため、居住している世帯や人数の把握が出来ず、自治会事業や防災訓練などへの参加希望者を募る事も困難な状況であり、自治会としての対応等に苦慮している。</p> <p>自治会として外国人とどのように関わっていけば良いか、市としてどのような考えをもっているのか伺いたい。</p>	<p><b>【協働安全部長】</b></p> <p>■本市には平成31年4月1日現在で、ベトナム、中国、フィリピン、韓国など74か国、約7400人の外国人の方が暮らしています。</p> <p>本市では、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化や個性の違いを尊重し合いながら、地域社会の構成員として共に暮らす多文化共生社会の実現を推進していますが、外国人住民との文化の違いや言葉の壁などから、外国人の方との意思疎通に苦慮しているとの御意見は伺っています。</p> <p>そこで、自治会連絡協議会と協働して対応を検討したところ、外国人の方が、地域で快適に生活していくためには、まずは、自治会に加入していただき、自治会員と外国人の方がお互いにコミュニケーションを円滑にすることが最重要であると結論に達しました。</p> <p>その1つの手段として、昨年度、7か国に対応した多言語での「自治会加入のパンフレット」を作成し、転入時の市民課窓口や地区市民センターで情報を提供するほか、日常生活に必要な日本語の教育を行う「日本語教室」や対話や体験を通じた交流事業として「インターナショナルティーサロン」を開催するなど、様々な方面から多文化共生社会の実現に取り組んでいます。</p> <p>また、ごみの出し方について、「資源とごみの正しい出し方家庭用ガイドブック」外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、韓国語）を作成し、市内へ転入したときに、市民課で配布しています。</p> <p>駐車禁止についても、外国人の方は分かってもらえていない状況がありますが、他の地域では、住んでいる方の母国語で駐車禁止の看板を設置したら車を置かなくなったとのこと。</p> <p>排出状況が悪い集積所においては、自治会等からの要望に基づき、外国語を併記した看板を掲出するほか、近隣に在住している外国人の方の国が分かる場合は、個別にポスティングや指導などを実施することができますので、お困りの場合はご連絡ください。</p>	<p><b>【協働安全部】 市民協働推進課</b></p> <p>■協働安全部長の回答のとおりとなりますが、厚木市自治会連絡協議会にも御意見を伝え、協働で課題解決に向けて、取り組んでいきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p><b>【環境農政部】 環境事業課</b></p> <p>■協働安全部長の回答のとおりとなりますが、看板設置等を行っても排出状況に変化が見られない場合がありますら、対策を検討しますので環境事業課まで御連絡ください。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見1 市道緑ヶ丘幹線の街路樹について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 緑ヶ丘2丁目自治会長</p> <p>■市道緑ヶ丘幹線の緑ヶ丘1丁目、2丁目区域の街路樹については、植樹から50年が経ち、根上がりをしている箇所がある。今後、さらに幹も太くなり根も張り出すと、ブロックの盛り上がりやずれが生じたり、歩道の舗装の損傷が悪化することが懸念される。</p> <p>また、L字側溝が損傷したりずれたりすると道路の雨水排水に支障がでると思う。このまま放置すると歩行の際、つまずきや転倒の危険性が増すとともに、排水が十分に機能しなくなるので、維持管理等について、何か対応や計画等があるのか伺いたい。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■街路樹の根上がりにより発生する様々な問題は、市全体で問題となっています。そこで本市では、昨年から3年かけて、舗装、橋梁、街路樹の今後の方向性と具体的な対策方法をまとめた道路の維持管理計画を策定します。昨年度は実態調査を実施し、樹種や数、支障をきたしている箇所等を洗い出しました。今後は、地域の皆様の声を聴きながら、効果的な対策を検討していきます。</p> <p>また、緑ヶ丘幹線は、すでに現地を確認しました。王子の一部では、根上がりによる段差がある箇所もあるため、早急に対応します。</p>	<p>【道路部】道路維持課</p> <p>■街路樹の維持管理計画を作成するにあたり、緑ヶ丘幹線につきましては、すでに現地調査を行っておりますので、今後、地元の皆様の意見等をお聞かせいただくため自治会へ連絡し日程調整をお願いします。</p> <p>なお、王子の根上り箇所につきましては、現在準備を行っておりますので、準備が整い次第、着手してまいります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■緑ヶ丘幹線については、中間報告以降の変更等はなく、王子の根上りについては、今年度末までに対応が終了するよう施工中です。</p>

意見2 漏水時の掘削について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
その他	<p>(1) 緑ヶ丘1丁目自治会長</p> <p>■東電、ガス、水道など、道路を掘削するときには、申請・許可が必要であるが、水道局は漏水があると市に申請しないで掘削している。漏水で、約70センチ四方を掘削したあと、復旧はしているが、本復旧はしていない。市の方からも水道局に、本復旧するよう要望してほしい。</p>	<p>【霜島副市長】</p> <p>■上水道の緊急的な対応について、水道局へ現状を確認するよう伝えます。</p>	<p>【道路部】道路管理課</p> <p>■緑ヶ丘5丁目地内における漏水工事時の仮復旧箇所につきましては、施工者である水道局へ本復旧を指示し、対応済となっております。</p> <p>なお、緊急を要する水道工事等については、迅速な復旧を要するため、電話やFAX等により着手の事前連絡をした後、現地施工後直ちに道路占用許可申請書を提出させ、許可をしております。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済です。</p>

意見3 木の伐採について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
公共施設整備	<p>(1) 王子3丁目自治会長</p> <p>■県営の施設内にあるニレの木が、大きくなりすぎたため木を伐採する必要があった。しかし、伐採は自治会でやらなければならない、2本分の伐採費用を払った。このような場合、県で伐採してくれるよう市の方からもお願いできないか。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■県営住宅の関係ですので、市の住宅を担当する部署から県に確認してみます。</p>	<p>【まちづくり計画部】住宅課</p> <p>■県営住宅を維持管理している部署へ施設内の状況を説明し、対応していただくよう依頼しました。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p>

意見4 避難指示について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防災関連	<p>(1) 緑ヶ丘4丁目自治会長</p> <p>■台風が来た時、風速何メートルで避難指示が発令されるのか。</p>	<p>【市長室長】</p> <p>■風速何メートルという基準ではなく、気象庁から警報が出た段階で、災害対策連絡会を開催し、風速や降雨量等の情報により市が避難情報を発令するか判断します。</p> <p>【市長】</p> <p>■夜間に避難情報を発令した場合、避難する人に危険が及ぶ可能性があります。避難する人の安全を考えると、日中の安全な時間帯に避難情報を発令することもあります。</p> <p>避難情報を発令して、特に被害がなかったということもあり得ますが、災害が発生してからでは遅いという考えの下で判断していますので、御理解いただければと思います。</p> <p>また、中心市街地の浸水被害を軽減するため、あさひ公園地下に整備している雨水貯留施設が8月末に完成します。さらに、厚木北地区にも新たに雨水貯留管を整備します。</p>	<p>【市長室】 危機管理課</p> <p>■気象庁は、最大風速が17m/s以上のものを台風としており、市では、こうした台風の接近時に進路予想などから早めに避難勧告等を発令し、避難をお願いしています。</p> <p>台風接近時における避難指示（緊急）につきましては、強風だけでなく降雨、また、降雨に伴うダムの放流などによる河川水位の状況などから総合的に判断をした中で、市民の皆様に被害が及ぶ恐れがある場合に発令を行い、対応を図っています。</p> <p>今後についても、市民の皆様の生命・財産を守るため、引き続き、避難指示（緊急）等の発令などを始め、対策に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見5 学童保育について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
子育て	<p>(1) 奥原自治会長</p> <p>■学童保育について、3年生までは学童保育に入っていたが、4年生からは申請したが入ることができなかったという相談を受けた。子どもが一人で家で待っているが心配だという。高学年も入れるように、受け入れ態勢の拡充をお願いしたい。</p>	<p>【松本副市長】</p> <p>■市全体で学童保育の待機児童は約130人いますが、その内、緑ヶ丘地区では26人の待機児童がいます。現在は、小学1年生から6年生まで受け入れていますので、人数が多い小学校は受け入れができない状況となっています。</p> <p>待機児童解消に向けた対策としては、小学校の空き教室を利用したり敷地内に学童保育用のプレハブを建てたりしているほか、民間事業者へ委託する方法も導入しています。</p> <p>しかしながら、受け入れ態勢を整えたとしても、指導員が不足している問題もあります。緑ヶ丘地区は、指導員が不足しているのが現状でありますので、市としても積極的に指導員の確保に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>【こども未来部】 こども育成課</p> <p>■緑ヶ丘放課後児童クラブについては、本来2クラスでの運営を見込んでいましたが、指導員の確保が出来ず1クラスでの運営となっており、待機児童数は20人で4年生以上の児童は11人となっています。</p> <p>指導員確保のため、緑ヶ丘公民館だより及び地域の回覧板でも、募集をさせていただきましたが、2クラスを開所するまでには至っていない状況です。</p> <p>今後についても、様々な方法で募集に努め、全クラスが開所できるよう取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見1 旅行者のバス発着所について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p><b>(1) 坊中第二自治会長</b></p> <p>■国内大手の旅行会社主催のツアーに参加する場合、海老名や町田、大和、横浜まで出掛けなければならないことが多い。 本厚木駅には大型バスが9台発着できる駐車場が整備されているが、バスの駐車料が高いのではないかと。バスの駐車料を下げれば、ツアーバスや企業のバスなどの利用が増えると考え、バスの駐車料を下げるために、一般車両も駐車可能にし料金を徴収するなど、バスの利用率の向上を検討してほしい。 また、愛甲石田駅にも大型バス発着場の設置をお願いしたい。</p>	<p><b>【まちづくり計画部長】</b></p> <p>■本市では検診車両や子ども科学館等を利用する団体バス、駅周辺の路上で乗降している企業バス、観光バスなどの乗り場となる「中町大型バス発着場」を、近隣住民の皆様の御理解と御協力を得て、平成30年4月に本厚木駅東口方面で供用開始しました。 中町大型バス発着場の供用開始前には、旅行会社や県内のバス事業者が会員である神奈川県バス協会の会合等において、PR等の周知を実施した結果、平成30年度は65団体、延べ565台のバスの利用がありました。 平成30年4月から1年間で利用したバスの内訳として、大学のバスや企業バスの他、観光バスについては265台の利用があり、ツアーバスは約250台が利用しています。 その他にも、ホテルを利用され夜間に停めるといったニーズに応えるため、夜間にもバスの駐車場として開放し、1年間で約200台利用しています。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■観光バスの発着台数を増加させるには、利用者の増加が不可欠です。ご家族やご友人、自治会内等でお声がけいただき、現在発着している観光バスを御利用いただけると幸いです。 今後についても、市観光協会や関係部署と連携して、中町大型バス発着場の利用促進に努めていきます。 また、愛甲石田駅に関しては、現在、駅周辺の交通環境を改善するため、北口広場の拡張も視野に入れた整備構想を策定しているところです。 しかしながら、愛甲石田駅北口広場は、国道246号線と小田急小田原線の間にある幅の狭い場所にあります。この中でバスやタクシー、一般車の乗降場など、現在備えてある広場機能のほかに大型バス発着所を設置することは、困難であると考えていますが、皆様のご意見を踏まえながら、整備していきたいと考えています。</p>	<p><b>【都市整備部】市街地整備課</b></p> <p>■中町大型バス発着場の利用料金については、事業者が使いやすいように利用目的や時間帯、車種等に応じて設定しています。これらの収入は施設の運営や維持管理等に必要のものであり、今後の利用状況等を勘案しながら必要に応じて見直しを検討していきます。 一般車両については、周辺に多くの駐車場がありますので、そちらの御利用をお願いしております。 今後も施設を運営する（一社）厚木市観光協会と連携して周辺住民の皆様や事業者の御意見などを伺いながら、周辺環境に配慮しつつ使いやすい施設を目指していきます。 また、愛甲石田駅につきましては、本年度は駅周辺の交通環境を改善するための整備構想を策定するとともに、北口広場のバスレーンにおける公共交通と一般車との錯綜を改善するため、平成30年度に買収した広場北側隣接地を活用した暫定整備に着手します。 御意見いただきました大型バス発着場の設置については、今後予定している愛甲石田駅北口広場の拡張を基本とした整備構想の中で、皆様の御意見を踏まえ検討したいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中町大型バス発着場の利用料金については、中間報告以降においても変更等はありません。 愛甲石田駅については、交通環境改善整備構想策定について、取りまとめを進めると共に、北口広場の暫定整備について広場北側隣接地における工事発注を行いました。 また、今後は地元住民の皆様のご意見や御要望を聞きながら愛甲石田駅北口広場の拡張を基本とした整備構想の検討を進めたいと考えております。 なお、令和2年1月16日に、地区市民センター長、自治連会長、副会長とは打合せを実施し、令和2年度予算要求済みです。</p>
	<p><b>(2) 坊中第二自治会長</b></p> <p>■厚木バスセンターを、2階建てや3階建ての立体化にできれば、ツアーバスなどの発着所として活用できるのではないかと。</p>	<p><b>【まちづくり計画部長】</b></p> <p>■厚木バスセンターを立体化との御提案ですが、現在のバスセンターは約5000㎡ありますが、スロープ等を設置するスペースの確保等の問題から、立体化は難しいと考えています。 厚木バスセンターについては、今年度策定予定の（仮称）複合施設等整備基本計画において、本厚木駅周辺が抱える交通上の課題を踏まえた将来的な在り方を検討しています。</p>	<p><b>【都市整備部】市街地整備課</b></p> <p>■現在、策定中の厚木市複合施設等整備基本計画（案）において、厚木バスセンターについては、厚木シティプラザの敷地を含めて再整備する考え方を示しています。 御提案いただいた立体化が実現すれば乗り場を増設できる可能性はありますが、柱や上層階への車路、吸排気設備の設置でワンフロア当たりの利用効率が低下し、費用対効果に課題があります。 今後、厚木バスセンターの再整備に関する検討を進めていく際には、本市の交通結節点機能を強化するため、立体化によるメリット・デメリットを十分に検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■令和2年1月に策定した厚木市複合施設等整備基本計画において、厚木バスセンターについては、厚木シティプラザの敷地を含めて再整備する考え方を示しています。 詳細な構造等については、今後検討を進めていきます。</p>

意見2 歩道の拡幅について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 愛甲宮前自治会長</p> <p>■近年、愛甲石田駅の乗降客数が増加しているため、歩道の幅が狭い場所では、人がすれ違うのも困難な状況である。通学する子どもたちが車道側に下りて歩行するなど危険な場面も見受けられるので、歩道を拡幅してほしい。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■2～3年前から、混雑解消に向けた対策を実施していますが、依然として混雑している状況は認識しています。</p> <p>そこで、歩道に点線をつけて公園側を通勤者用に、道路車道側を一般者用にするなど対策は試みています。</p> <p>本市では、歩道のさらなる混雑解消に向けて、既に現地調査を実施し、平面図作成や予備設計を実施しています。</p> <p>今後につきましては、歩道の拡幅を視野に入れ、地元自治会や地権者との調整を図りながら、歩行者が安全に通行できるような歩道の整備等を検討していきます。</p>	<p>【道路部】道路整備課</p> <p>■既に現地調査を実施し、平面図作成や予備設計を実施しています。今後、宮前バスベイ三角地の用地交渉を準備し、歩道の拡幅も視野に入れた整備手法等を関係部とも連携して検討します。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■用地取得に向けて、地権者の方と連絡が取れましたので、御協力いただけるよう継続的に交渉を行っていきます。</p>

意見3 防犯カメラの設置について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防犯関連	<p>(1) 船子自治会長</p> <p>■国道246号船子洞門付近の道路は、7時半から進入禁止の規制がかけられているが、違反して侵入してくる車両が多く見受けられる。</p> <p>当該道路は、愛甲小学校の児童の通学路にもなっていて非常に危険である。</p> <p>また、地区内では、住宅の玄関先や庭に汚物を置かれるなどのいたづらや、児童が不審者に道路上で声をかけられる事案が頻繁に発生している。</p> <p>そこで防犯対策として、防犯カメラの設置をお願いしたい。</p> <p>自治会で設置する場合には、市からの補助制度はあるが、設置後の維持管理費などが負担となるため、市で危険箇所に防犯カメラを設置してほしい。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■防犯カメラ（見守りシステム）については、児童・生徒、そして市民の皆さんが、安心して安全な生活を送ることができるよう駅周辺や市立小・中学校の通学路に設置しています。</p> <p>見守りシステムについては、県の補助が平成29年度から本年度までの3箇年で終了しますが、今後、継続に向けて県に要望します。</p> <p>防犯カメラは犯罪抑止対策の一つの手段と考えられていますが、犯罪者の心理で一番気になるのは人の目であり、突発的な犯行の抑止につながります。子どもたちや市民の皆さんの安心安全のために、皆さんに実施していただいている自治会の防犯活動が、一番効果的であると考えています。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■道路交通法に関する規制に関しましては、県公安委員会の所管であり、窓口は厚木警察署です。御意見のありました内容につきまして、警察に伺ったところ次のおり回答がありました。</p> <p>船子洞門付近の国道246号線から県道上粕屋・厚木線へ進行した場合、いくつかの交差点は指定方向外進行禁止により7時から9時の時間規制が掛かっています。</p> <p>本規制については、進入禁止とは異なり「交差点において特定方向以外の方向への車両の進行を禁止することにより、交通の安全と円滑を図る」ことを目的に設置しており、規制の掛かっていない他の交差点から進入することは可能です。</p> <p>当該箇所の指定方向外進行禁止違反の状況を注視し、必要に応じて取締まりの強化を検討することです。</p> <p>市においても、交通啓発看板で規制内容を明確にするなど対策を講じているところですが、引き続き関係機関と連携し交通安全対策に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【協働安全部】セーフコミュニティくらし安全課</p> <p>■防犯カメラは犯罪抑止対策の一つの手段と考えていますので、神奈川県に対して補助を継続するよう強く要望しました。</p> <p>また、県の補助が継続となった場合には、速やかに情報提供をする旨、自治会長へお伝えしました。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■自治会への補助制度について、令和2年度予算要求済みです。予算確定後、自治会長に連絡いたします。</p>

意見4 空き家対策について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p><b>(1) 愛甲原自治会長</b></p> <p>■愛甲原自治会は230世帯からなる分譲住宅地だが、現在空き家が17件、空き地が4件あり、住宅地の約1割が空き家や空き地となっている。</p> <p>空き家は、まちの美観、防犯、防災の面で著しく悪化を招くものであるため、所有者への適正管理のお願いをするなど、市において対策を講じてくれないか。</p>	<p><b>【まちづくり計画部長】</b></p> <p>■空き家対策は、平成28年に実施した市内全域の空き家実態調査においては、755戸の空き家を確認しています。その後、職員が現地を巡回し、定期調査を行っていますが、解体など除却したものを含め、現在では608戸の空き家を把握しています。</p> <p>市では、平成29年に空き家対策の基本方針となる空家等対策計画を策定し、空き家の予防・解消・活用の3つを取組の柱として対策を進めています。</p> <p>1つ目の予防に向けた取組として、平成28年度から高齢者を対象とした予防啓発の出張ミニ講座を実施しています。</p> <p>2つ目の解消に向けた取組では、平成29年度から市内老朽空き家の所有者に対し、当該空き家の解体工事に要する費用の一部を補助することにより、所有者に主体的な解体を促し、近隣住民の生活環境の保全、景観の維持に努めています。</p> <p>最後に活用に向けた取組ですが、平成29年度に国土交通省の空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業の採択を受け、本市で運用している空き家データベースに登録されている所有者等に対し、活用意向及び外部提供の意向確認調査を実施し、不動産事業者へ情報を提供する仕組みを構築しました。さらに、所有者向けの相談会やセミナーを開催するなど利活用につながる取組を実施しております。</p> <p>空き家を放置すると、周囲の生活環境に多大な影響を及ぼします。これらの取組を関係団体と協力しながら、空き家の適正管理や支援を強化していきます。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■平成28年度に空き家対策を進めようと、不動産関係の団体や弁護士、税理士、土地家屋調査士、大学の教授、自治会の代表者、民生委員・児童委員等の関係者により対策を検討しました。</p> <p>空き家対策としては、空き家にランク付けをし、倒壊の恐れなどがある空き家を「特定空き家」に指定し、持ち主と空き家の管理について調整します。</p> <p>しかし、持ち主と連絡がつかず近隣住民に被害が及ぶ恐れがある場合は、行政代執行で市が空き家を解体します。現在のところ、市内には特定空き家はありませんが、もしお近くで心配な家屋があれば、市まで情報提供をお願いします。</p> <p>また、平成30年度から親元近居同居住宅取得等支援事業をスタートさせるなど、さまざまな施策を展開しながら、少しでも空き家をなくすよう努めています。</p>	<p><b>【まちづくり計画部】住宅課</b></p> <p>■近隣の皆様に迷惑が掛かっている空き家がありましたら、市で対応します。</p> <p>市では空き家情報について、庁内でデータベースを整備して情報を共有していますので、近隣に悪影響を及ぼしている空き家については、所有者等を確認後、住宅課を含めた関係各課から助言・指導などを行っています。近隣の皆様に迷惑が掛かっている状況にありましたら、個別に対応いたしますので御相談ください。</p> <p>また、空き地については、「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」の対象外となっていますので、所有者に対し空家法に基づく助言・指導はできませんが、他の法律により対応可能な場合もありますので、御相談ください。</p> <p><b>＜中間報告以降の状況等＞</b></p> <p>■相川地区と南毛利南地区の空き家で、所有者が不在となり適切な管理が行われていなかった2棟について、法律に基づく「特定空家等」に認定し略式代執行による解体を実施しました。</p> <p>掛かった費用は、跡地を売却した費用から回収する予定です。</p>



意見1 地区内歩道及び四季の路のリニューアルについて

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p><b>(1) 森の里1丁目自治会長</b></p> <p>■森の里地区の道路は、30年以上が経過し街路樹が大きく成長し弊害が多く発生している。根上がりなどの影響から、歩道や「四季の路」の舗装が、ひび割れや段差が多く発生している状況にある。</p> <p>街路樹が巨木となり、落葉問題や落葉等の影響により舗装が滑りやすい状況にもなっている。地区内住民の割合は、75才以上が15.4%、65才以上は約30%となっている状況から、つまづきやスリップによる転倒なども発生している。街路樹の撤去等を見据えた、歩道や「四季の路」の改修やリニューアルを検討してほしい。</p>	<p><b>【道路部長】</b></p> <p>■3月22日に、道路維持課の職員が該当する地域の確認をしたところ、27箇所の根上がりが確認されました。これ以上放置しておく、さらに巨大化する可能性もあるため、伐採して違う樹種に変更するか、根を切断するなどの対応を考えています。</p> <p>今後については、特に歩道が大きく隆起し、歩行や通行に危険であると判断した箇所を優先的に対応していきたいと考えています。</p> <p>ベンチについては、老朽化しているものを3箇所確認しています。木製のものは腐食する可能性があるため、樹脂製のベンチに変更して設置していきます。</p> <p>また、新規設置については、地元の方々を設置箇所について現地で相談しながら進めていきたいと思ひます。</p>	<p><b>【道路部】道路維持課</b></p> <p>■街路樹の根上がりについては、危険性が高い箇所から順次対応しています。</p> <p>木製ベンチについては、令和2年度に樹脂製のベンチに変更します。ベンチの新規設置については、9月26日に現地で自治会長と立会いを行った結果、本年度4箇所でベンチを設置予定です。ベンチの種類については、自治会長と相談した上で決定します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■街路樹の根上りについては、危険性が高い箇所から継続的に対応しています。</p> <p>ベンチについては、既存ベンチ3箇所の修繕を本年度中に実施し、新設ベンチについては、令和2年度以降に対応するよう予算要求済みです。</p>
	<p><b>(2) 森の里1丁目自治会長</b></p> <p>■森の里3丁目自治会館前の「グミの木」には12mmぐらいのとげが生えているため、草刈りボランティアが手にけがをしてしまう事例が起きている。「グミの木」の赤い実を鳥が食べて飛び回り、種をまき散らすため、また生えてくる。なかなか自治会レベルで対処できるものではないので、市の方で剪定できないか。</p>	<p><b>【道路部長】</b></p> <p>■街路樹には、自転車や歩行者の通行の際に危険とならないように、とげのあるものを植えないこととなっていますので、とげのある「グミの木」がなぜ街路樹として植えられたかは不明です。</p> <p>一度、道路部の職員を現地に派遣し確認します。</p> <p><b>【森の里地区センター所長】</b></p> <p>■もともと森の里のコンセプトとして、自然の山の地形を考えて、春夏秋冬を感じることができるように、いろいろな種類の木が植えられています。たまたま、公団が設計した中に、とげのある「グミの木」があったのではないかと考えられます。</p>	<p><b>【道路部】道路維持課</b></p> <p>■現地を確認した結果、森の里小学校と森の里中学校の間の住宅街の通り（延長約400m）にグミの木を確認しました。9月26日に自治会長と立ち会いを行った結果、グミの木はとげがあり危険なため、3年～4年かけて撤去と更新を実施します。更新する樹種については、自治会長や近隣の方々とも相談し、決定します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■延長400mのうち、本年度は100mで撤去と更新を実施します。令和2年度も予算要求済みであり、その後も順次対応します。</p>
	<p><b>(3) 森の里1丁目自治会長</b></p> <p>■四季の路には、ベンチが設置されているが、地区内住民の散歩や買い物の際の休憩場所として、多くの方が利用している。しかし、木製ベンチが老朽化していることや、森の里4丁目から5丁目の区間には、ベンチが少ないことから、リニューアルと併せて検討していただきたい。</p>	<p><b>【道路部長】</b></p> <p>■ベンチについては、老朽化しているものを3箇所確認しています。木製のベンチについては、どうしても腐食したりするので、今後新たに設置する場合には、樹脂製のベンチに変更したいと考えています。</p> <p>ベンチの新規設置については、設置場所などを現地で相談させていただき、リニューアルと併せて設置できたらと考えています。</p>	<p><b>【道路部】道路維持課</b></p> <p>■木製ベンチについては、令和2年度に樹脂製のベンチに変更します。ベンチの新規設置については、9月26日に現地で自治会長と立会いを行った結果、本年度4箇所でベンチを設置する予定です。ベンチの種類については、自治会長と相談した上で決定します。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■既存ベンチのうち3箇所については、今年度中の修繕で準備しており、新設のベンチ設置については、令和2年度で対応する予定であり、予算要求済みです。</p>
	<p><b>(4) 森の里2丁目自治会長</b></p> <p>■6月の美化清掃の時に、地区の方から街路樹に毛虫が付いていたため、公民館をお願いして駆除してもらった。</p> <p>街路樹を切ってくれと言う方もいるが、街路樹を見て季節の移り変わりを、楽しみにしている方もいる。毛虫が出てからの対策ではなく、毛虫が付かないような方法はないか。</p>	<p><b>【市長】</b></p> <p>■元気がいい葉には、毛虫が付くものですが、毛虫の対策としては、消毒しかないと思ひます。</p> <p>森の里地区の開発を請け負った公団は、四季の路を含めて、季節感とか情緒とか、そういうものを大切にしようと思ったのではないのでしょうか。</p> <p>秋に、ひらひらと落ちていく落ち葉を見て情緒を感じる人もいるため、木を切るには、地域住民の皆さんと話し合って判断する必要があります。</p> <p>同じ地区の方にも、様々な価値観を持つ方がいますので、道路部だけではなく関連の部署と協議させていただき、より安全な生活ができるよう考えていきます。</p>	<p><b>【道路部】道路維持課</b></p> <p>■毛虫が付かないような対策については、毛虫が付にくい樹種に更新することも一つの方法であり、樹種の更新には、地域住民の方々とも話し合って判断していきたいと考えています。現段階では、毛虫について、御連絡を受け次第早急に消毒を行います。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降において変更等はありません。</p>

意見2 防災ベンチの設置について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防災関連	<p><b>(1) 森の里2丁目自治会長</b></p> <p>■地区の住人から2丁目は防災対策が弱いのではないかとの声があった。森の里5丁目自治会館には公衆電話と防災ベンチがある。4丁目自治会館には、防災ベンチはないが公衆電話はある。3丁目の自治会館には、公衆電話がないが防災ベンチはある。1丁目の自治会館には、防災ベンチはないが公衆電話はある。2丁目の自治会館には防災ベンチも公衆電話もない。若宮公園には防災ベンチが3基ある。森の里の真ん中から南は防災対策が弱いのではないかと考えている。</p> <p>災害時に避難所へ移動する際の拠点になるのは自治会館になると思われるので、自治会館のまわりに防災ベンチ等を整備してほしい。N T Tには、公衆電話の設置をお願いしたが設置出来ないと言われた。</p> <p>防災ベンチを設置しても誰も使わないのではもったいないが、森の里は高齢者が増えてきているので、普段は歩いていて途中で休みたい方が使えば、災害時以外でも活用できるのではないかと。</p>	<p><b>【市長室長】</b></p> <p>■防災ベンチは、2011年3月11日の東日本大震災を受けて設置が始まり、地域防災計画の中で取り扱いを定め、市内の公園で一定の条件を満たしている箇所を選定して平成25年度から設置しています。</p> <p>設置の条件として、住宅が密集しているような公園、高層住宅隣接の公園、従業員が多くいる工場近くの公園、車で避難が可能な公園などで、市内の235公園のうち114公園に設置する計画を策定しています。</p> <p>現在、74の公園に設置していますが、森の里地区では、若宮公園とくりの実公園、ふじだな公園に設置しています。</p> <p>残り40の公園については、計画に基づき速やかに設置を進めたいと考えており、すべての公園に設置完了後には、地域の皆様からの要望により、設置ができるよう検討します。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■トイレと水は災害時には基本になります。一時避難場所に滞在する期間は1晩か2晩だが、トイレは必要になるため、防災ベンチの増設に向けて検討していきます。</p>	<p><b>【市長室】 危機管理課</b></p> <p>■各地区における防災対策として、災害発生時の一時避難場所となる公園等への防災ベンチ等の整備については、大変重要と考えます。今後、地域の皆様の意見も踏まえた上で、関係部署とも連携を図り、取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》 中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p><b>【都市整備部】 公園緑地課</b></p> <p>■防災用ベンチについては、防災用ベンチ整備計画に基づき事業を進めています。</p> <p>森の里2丁目には、かぜの子公園があり、整備計画には位置づけられていませんが、整備計画の完了後には、自治会からの御要望をいただき、その地域に防災用ベンチの必要性を検討したうえで、設置ができるよう進めていきたいと考えています。</p> <p>《中間報告以降の状況等》 ■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見3 災害時に発生する廃棄物について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防災関連	<p><b>(1) 森の里5丁目自治会長</b></p> <p>■森の里地区は、住宅地であり災害発生時の廃棄物置き場がなく、どのようにするかが課題と考えている。そこで、資源化センターを災害廃棄物処理場にできないか。</p> <p>また、家庭用のごみについて、災害発生時には本当に収集車が来れるのか心配なので、がれきなどの災害廃棄物と一緒に出すことはできないか。</p>	<p><b>【市長室長】</b></p> <p>■地域防災計画における、災害廃棄物の仮置場については、厚木市災害廃棄物処理計画に基づき、公園、グラウンド等の公有地を基本に土地利用の規制及び規制以外の諸条件等を考慮した中で選定することと定めています。</p> <p>一次仮置き場や二次仮置き場については、森の里地区では廃棄物の量にもよりますが、公園などを想定しています。しかしながら、公園は一時避難所にもなるため、地域の方々と相談しながら具体的に決めていきたいと考えています。</p> <p><b>【市長】</b></p> <p>■現在のところ、100%廃棄物を受け入れできずと断言できませんが、しっかりと場所を選定した上で、廃棄物を処理するスペースを確保していきます。</p>	<p><b>【市長室】 危機管理課</b></p> <p>■災害発生時のごみ処理問題については、取り組むべき重要課題の一つであると認識しており、計画にも位置付けを行い、対策を検討しています。</p> <p>しかしながら、場所の選定等には、地域の皆様との連携・調整が必要不可欠でありますので、関係部署とも連携を図り、引き続き取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》 中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p><b>【環境農政部】 環境事業課</b></p> <p>■資源化センターを森の里地区の災害廃棄物の一次仮置き場として利用することは、地域住民との調整もありますので、現状困難であると思われます。一次仮置き場に関しては、原則地区の中で対応していただくようお願いします。</p> <p>また、災害発生時における家庭系ごみの搬出に関しては、もえるごみは腐敗しますので、災害廃棄物と一緒に排出しないようお願いします。</p> <p>なお、もえるごみについては、災害協定を結んでいる協同組合厚木市資源再生センター及び厚木市廃棄物処理業協同組合とともに災害時の収集体制を維持します。</p> <p>《中間報告以降の状況等》 ■12月7日の森の里地区自治連協議会会議の中で、一次仮置場としての上古沢緑地の使用の提案を説明しました。</p> <p>そこで、森の里地区自治連からは、森の里地区を南北に縦断している車両通行止め道路を一次仮置場として使用したい旨の提案がありましたので、今後、使用について検討していきます。</p>

意見4 空き家対策について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p><b>(1) 森の里4丁目自治会長</b></p> <p>■地区内に空き家が増えている状況にある。市として、地権者へ働きかけをし、管理の徹底や転売などを行う働きかけはできないか。</p> <p>また、森の里東土地区画整理事業で企業誘致している中、従業員の住居確保の方策として空き家を有効活用し若い世代の移住が増えてくれれば、街の活性化につながるものと期待している。</p>	<p><b>【まちづくり計画部長】</b></p> <p>■空き家は、所有する方の財産であり、売却を考えている方やそのまま所有を希望されている方など、空き家の活用方法については、それぞれの考えがあります。</p> <p>そのため、市としては、地権者に直接働きかけるなど、不動産取引に関わることは難しいですが、所有者と不動産事業者をつなげる仕組みを構築しましたので、所有者に対しては、個別に意向確認を行うなど利活用の促進に努めます。</p> <p>また、管理の徹底は、空き家のデータベースを整備し、住宅課のほか庁内の関係部署で情報共有を図っています。把握する空き家については、定期的なパトロールを実施し、問題となる空き家には所有者への助言・指導を行っています。</p> <p>平成28年度の調査では、市内に755戸の空き家を確認しています。調査から2年経過しており、すでに解体されたり新たに居住されたりするところがあるため、現在は、608戸の空き家を確認しています。</p> <p>空き家の中でも状態に応じて「A危険な状態（不適切）」、「B管理されていない」、「C経過観察」、「D問題なし」のランクで分けています。本年度の調査で森の里地区では、AはなくBの管理不全で助言が必要なものが5戸、Cの経過観察は8戸、Dの問題なしは11戸で計24戸を確認しています。</p> <p>また、森の里東地区の企業の従業員の方へは、不動産関連団体へ紹介するよう依頼します。</p> <p>市では、親元近居・同居住宅取得等支援事業を推進しています。平成30年度には28世帯の方が制度を活用して厚木市に戻ってくるなど、効果が表れています。是非、森の里地区でも制度を活用していただき、若い世代の人口を増やしてもらいたいと考えています。</p>	<p><b>【まちづくり計画部】住宅課</b></p> <p>■市では、一般の不動産流通を希望しない所有者に向けて、国土交通省が主導で構築した全国版空き家バンクにページを開設しています。所有者に登録の意向確認を行ったところ、登録を希望する物件はまだありませんが、今後も更なる周知を図り、登録物件の増加に努めていきます。</p> <p>また、昨年度から、親世帯との近居・同居のため、市外にお住まいの子世帯が、市内に住宅を取得又は改修する場合に補助する制度「親元近居・同居住宅取得等支援補助金」を実施しています。市内への定住促進を図るとともに、バランスのとれた人口構成のもと、若年世代から高齢者までが互いに支え合えるまちづくりに向け取り組んでいます。</p> <p>特に、森の里地区については、積極的に定住を図る地域として、定住促進地域に指定し、通常の補助金に加算を行い、森の里地区への定住を促しているところです。さらに、市内在勤者の場合にも同様に加算を行うことで、職住近接を促進できるよう積極的な支援を行っています。</p> <p>市内の企業に対しては、直接事業所に出向き、制度の周知及び社員への広報を依頼するなど、企業への働きかけを行っています。</p> <p><b>《中間報告以降の状況等》</b></p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>

意見5 小・中学校の児童・生徒数減少に伴う学校施設の活用について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
学校教育	<p><b>(1) 森の里2丁目自治会長</b></p> <p>■森の里小・中学校の児童・生徒数は、年々減少している状況にあるが、「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」の学校規模の適正化の中で、原則として統廃合は行わず、複合施設として有効活用を図るものとする。学校施設を今後どのように有効活用するか、地域として関心があるため考えを聞きたい。</p>	<p><b>【市長】</b></p> <p>■空き教室等の有効活用については、10年20年後、少子高齢化がさらに進んだ場合を想定して、今のうちから考えておく必要があります。</p> <p>学校は文部科学省の許可を得ているため、他の施設に使用してはいけないなどの制限があることから、今後、国と緩和策について交渉することも含め、様々な方策を検討していきます。</p>	<p><b>【教育総務部】教育総務課</b></p> <p>■平成27年9月に策定した「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び規模に関する基本方針」に基づき、今後の学校規模の適正化について検討を行っているところでありますが、御質問のとおり、同方針において、おおむね10年間は「小規模校の適正化の方策としての学校の統廃合は、地域活動等に様々な影響を及ぼすことから、原則として統廃合は行わず複合施設としての有効活用を図るものとする」と方針付けています。</p> <p>このことから、現段階では、森の里小・中学校を含む全小・中学校においての複合施設に係る個別具体的な検討は行っておりませんが、御指摘のとおり、森の里小・中学校の児童・生徒数については、年々減少傾向にあり、学校規模についての検討が必要となっています。</p> <p>学校は、地域コミュニティの場としての機能も有しており、災害時の避難場所であることなど、防災上の重要な施設でもありますので、今後は児童・生徒の将来推計を考慮するとともに、地域の皆様の御意見等もお伺いしながら、その将来像について慎重に検討していきたいと考えています。</p> <p><b>《中間報告以降の状況等》</b></p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>